

第2期

愛媛県地域福祉支援計画

(案)

令和7年（2025年）●月

愛媛県

目次

第1章 計画の改定に当たって

- (1) 計画改定の趣旨 1
- (2) 地域福祉の動向 1
- (3) 計画の性格・役割 2
- (4) 計画の期間 2

第2章 愛媛県の地域福祉を取り巻く環境

- (1) 人口減少と少子化・高齢化の進行 4
- (2) 単身世帯や高齢世帯の増加 6
- (3) 支援を必要とする方の増加 7
- (4) 地域の福祉課題の複雑化・複合化 10
- (5) 地域福祉の担い手の状況 18
- (6) 在留外国人の増加 22
- (7) 地域における災害への備え 22
- (8) 社会福祉施設等の推移 24
- (9) 社会保障関係経費の推移 24

第3章 計画の基本的な考え方

- (1) 計画の基本理念 25
- (2) 計画のコンセプト 26
- (3) 計画の施策体系 28

第4章 施策の展開

基本施策1 地域福祉を支える人づくり

- (1) 福祉の意識・機運の醸成 29
- (2) 福祉人材の確保・定着 29
- (3) 福祉人材の資質向上 30
- (4) NPO・ボランティア等の育成 31

基本施策2 安心して暮らせる地域（まち）づくり

- (1) 小地域単位での活動の促進 32
- (2) 住民参加・交流の促進 32
- (3) NPO・ボランティア等との連携促進 33
- (4) 他分野との連携・協働 33

(5) 社会教育との連携	34
(6) バリアフリーの推進	34
(7) 人権対策の推進	35
(8) 災害対策の推進	36

基本施策3 福祉サービスの仕組み（基盤）づくり

(1) 地域福祉ネットワークづくり	38
(2) 地域における相談支援体制等の充実	39
(3) 地域包括ケア体制の推進	40
(4) 様々な課題を抱える方への横断的支援	41
(5) 災害時における要配慮者等への支援	43
(6) 多文化共生	44
(7) 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり	44
(8) 包括的な支援体制整備の推進	45

第5章 目標指標

(1) 計画の数値目標及び進捗管理	47
-------------------	----

【参考資料】

社会福祉法（抜粋）	49
用語解説	53
愛媛県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿	60

第1章 計画の改定に当たって

(1) 計画改定の趣旨

- 本県では、令和2年3月に「愛媛県地域福祉支援計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）」を策定し、県内市町の「地域福祉計画」の策定や施策を支援するとともに、広域的な視点に立った地域福祉の推進に取り組んできました。
- 一方で、近年、少子高齢化や核家族化の進行等により、地域や親族の支え合いといった地縁・血縁による自助・互助機能の弱体化等を背景に、ひきこもりの長期化や高齢化、生活困窮、子どもの貧困、介護と育児のダブルケア等に加え、福祉だけでなく複数の分野にまたがった支援を必要とする状況の発生など、地域が抱える福祉課題は一層複雑化・複合化しています。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人間関係の希薄化に伴う孤独・孤立や雇用・生活不安など、様々な課題を浮き彫りにしたほか、災害発生時において特に配慮を要する方への福祉的支援の強化といった課題も生じています。
- 更に、人口減少により社会の支え手が減少する中、福祉や介護を支える人材の不足が深刻化しています。
- このような状況にあって、従来の制度や分野等の垣根をこえて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現がますます求められております。
- 国においては、令和2年6月に社会福祉法を改正し、市町村において複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設し、促進に努めています。
- 本県においても、こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進に向けた取り組みを一層着実に進めるため、「愛媛県地域福祉支援計画」を改定しました。

(2) 地域福祉の動向

①地域共生社会の実現に向けた取り組み

- 平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に『地域共生社会』の実現が盛り込まれました。これを受けて、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域課題の解決力の強化」や「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」などに向けた取り組みが進められ、その一環として社会福祉法が改正されました。

②社会福祉法の改正

- 平成29年の改正（平成30年4月施行）では、地域福祉推進の理念や、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されたほか、市町村及び都道府県が地域福祉（支援）計画を策定するよう努めることとされました。

○令和2年の改正（令和3年4月施行）では、地域共生社会推進の観点から、市町村において、既存の相談支援等の取組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されるとともに、その財政支援等について規定されました。

③孤独・孤立対策推進法の成立

○令和5年5月に「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指して、「孤独・孤立対策推進法」が成立しました（令和6年4月施行）。同法では、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、国及び地方公共団体の責務や基本的施策、推進体制等について規定されています。

(3) 計画の性格・役割

①計画の位置づけ

○本計画は、社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する「地域福祉計画」の目標達成や地域福祉の推進に関する取組みを広域的な視点から支援するために策定する計画です。

②他の個別計画との関係

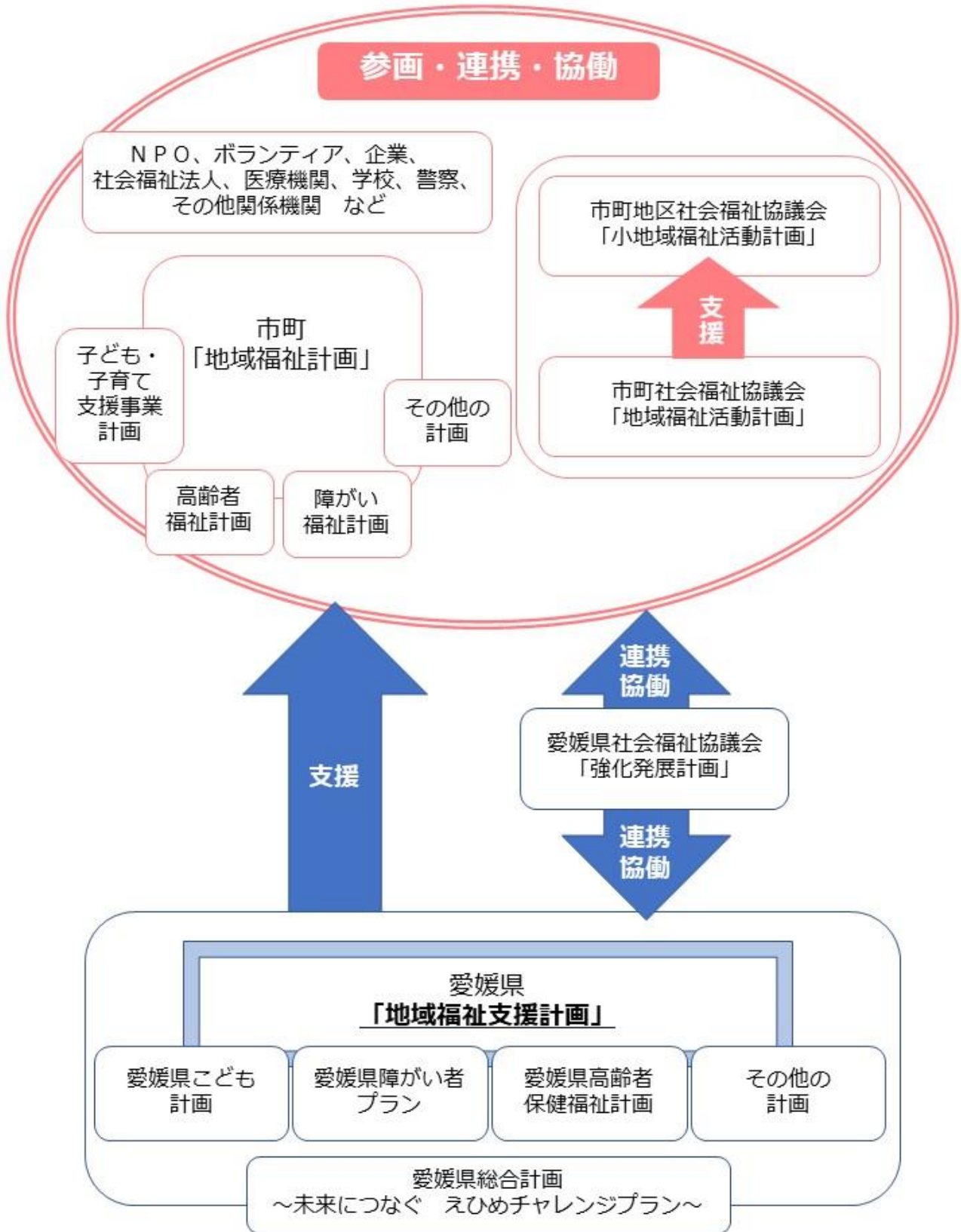
○本計画は、県政運営の基本方針を示す「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」を踏まえ、福祉に関する各分野の計画（愛媛県こども計画、愛媛県障がい者プラン、愛媛県高齢者保健福祉計画など）や関連するその他の分野の計画を推進するに当たり、それぞれに共通する地域福祉に関する事項について、総合的かつ横断的に定める計画です。

○なお、各分野の具体的な施策については、それぞれの個別計画に基づき進めていくこととします。

(4) 計画の期間

○計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、国の動向や地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

【体系イメージ図】



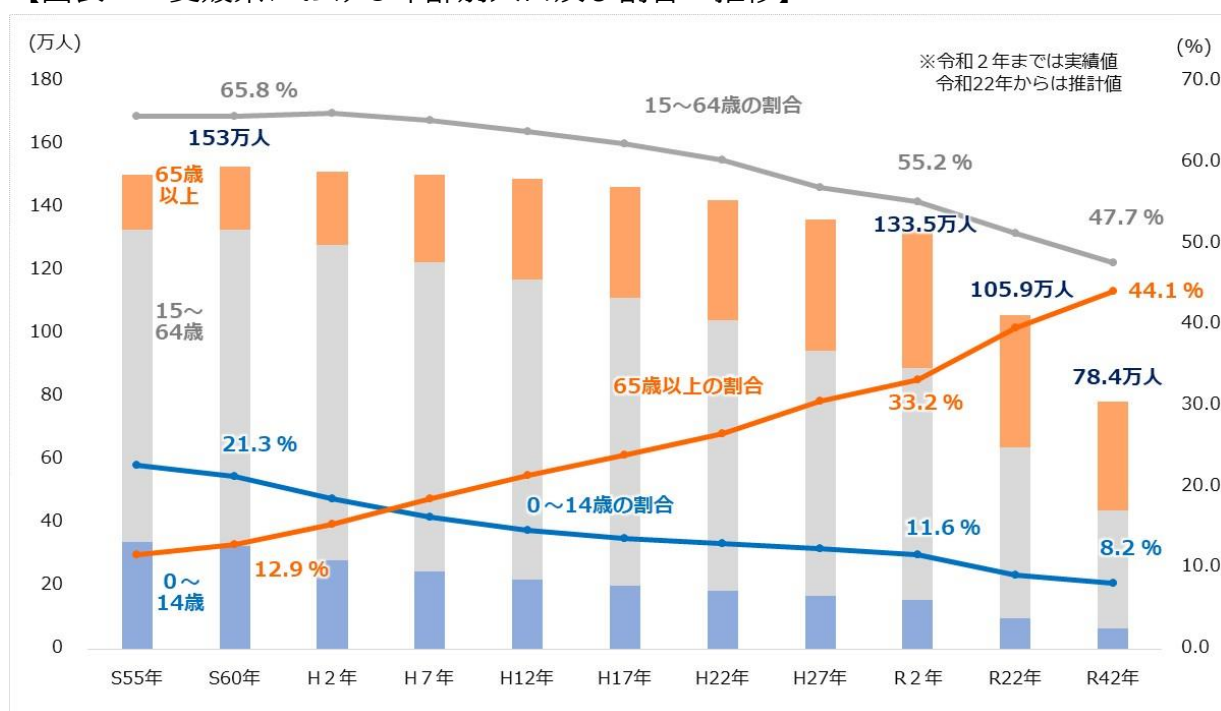
第2章 愛媛県の地域福祉を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子化・高齢化の進行

①人口の推移

- 本県の人口は、昭和60年（1985年）を境に減少し、令和2年（2020年）では約133万人となっています。
- このまま推移すると、令和22年（2040年）には105.9万人、令和42（2060年）には78.4万人になると本県では推計しています。
- 人口構成では、65歳以上の割合が増加する一方、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少が続くとされています。

【図表1：愛媛県における年齢別人口及び割合の推移】



出典：令和2年までは、総務省「国勢調査」（総人口は年齢不詳を含む。割合は分母から不詳を除き算出）。令和22年及び令和42年は、「えひめ人口減少対策重点戦略」（令和4年10月）

②出生数と合計特殊出生率の推移

- 本県における出生数は、昭和50年（1975年）には2万人を超えていたものの、その後は減少が続き、平成28年（2016年）には1万人を割り、令和5年（2023年）では6,950人となっています。ここ10年で約3割減少しています。
- また、合計特殊出生率は、平成16年（2004年）の1.33を底に、その後は1.5程度で推移していましたが、令和元年（2019年）以降再び低下傾向にあり、令和5年（2023年）では1.31となっています。

【図表2：愛媛県における出生数及び合計特殊出生率の推移】

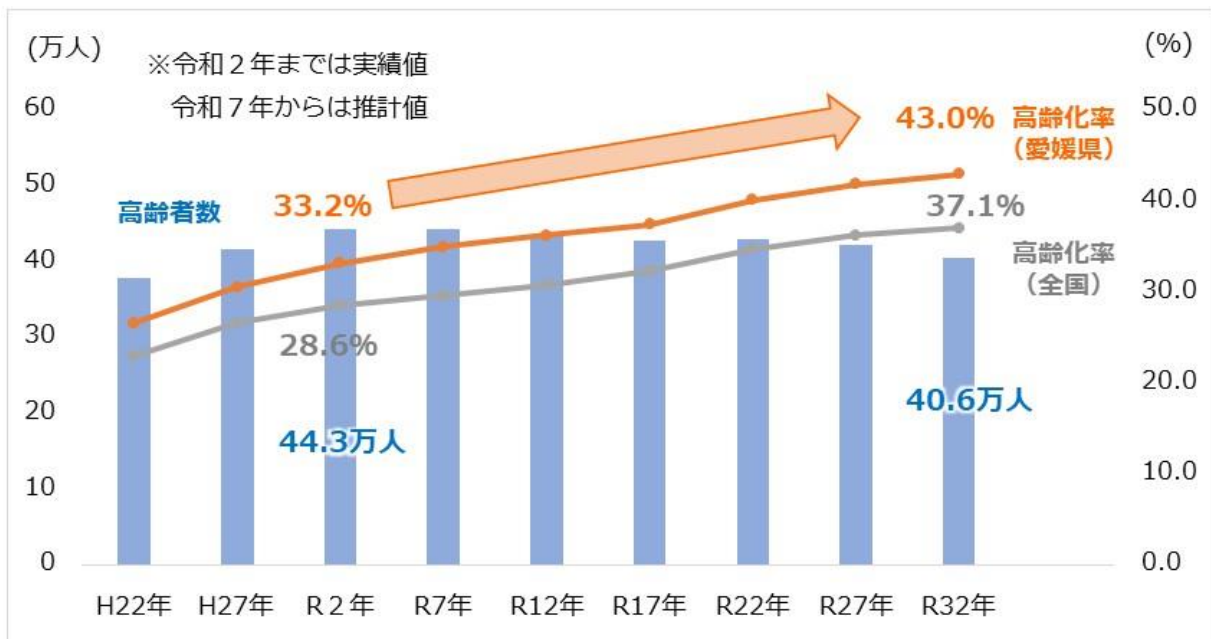


出典：厚生労働省「人口動態統計」

③高齢者数と高齢化率の推移

- 令和2年（2020年）現在で、本県の高齢者数は44.3万人、高齢化率は33.2%と、県民のおよそ3人に1人が高齢者となっており、全国に比べ早いペースで高齢化が進んでいます。
- 今後は、高齢者人口は減少するものの、人口そのものの減少と相まって、高齢化率は上昇するものと推計されています。

【図表3：高齢者数（愛媛県）及び高齢化率（愛媛県・全国）の推移】



出典：令和2年までは、総務省「国勢調査」。令和7年以降は、【愛媛県】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」、【全国】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

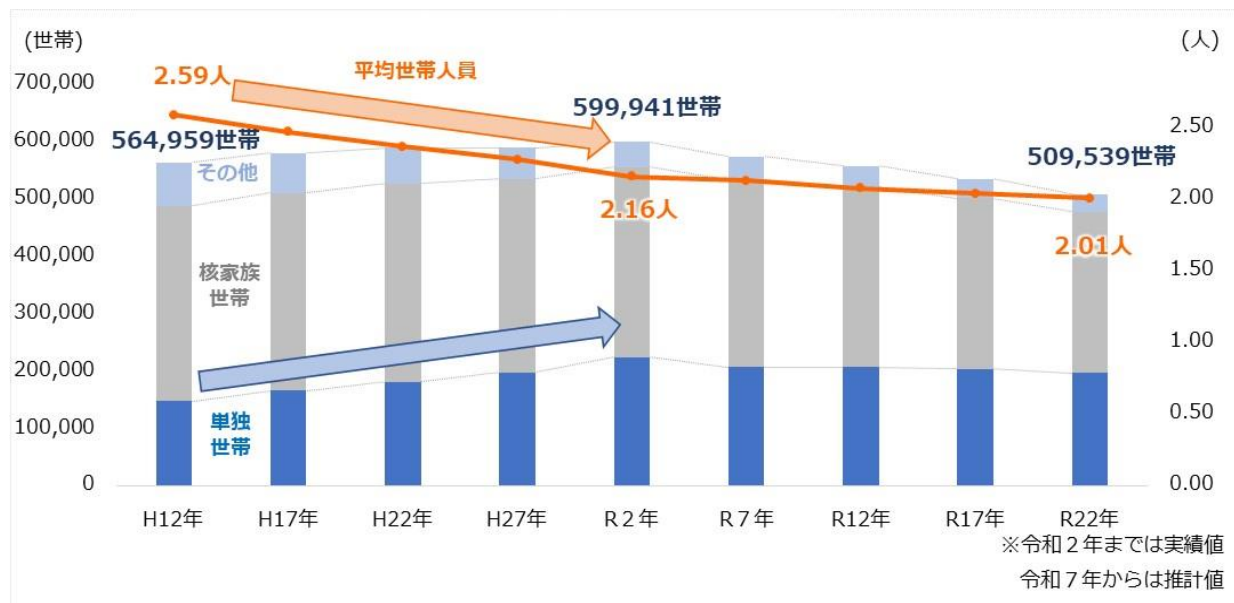
(2) 単身世帯や高齢世帯の増加

① 世帯数の推移

○本県の世帯数は、単身世帯の増加に伴い、平成12年（2000年）に比べ約3万5千世帯増えて、令和2年（2020年）には599,941世帯となっています。一方で、平均世帯人員数は2.59人から2.16人と減少傾向が続いています。

○今後は、世帯数及び平均世帯人員ともに徐々に減少していくと推計されています。

【図表4：愛媛県における一般世帯数及び平均世帯人員数の推移】

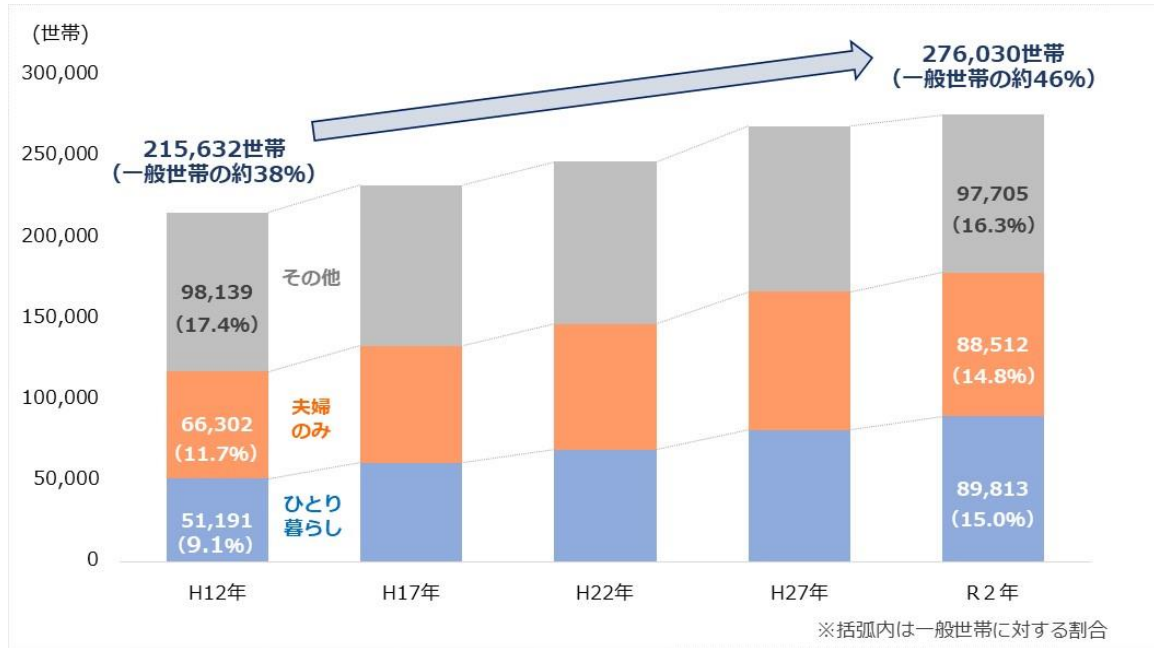


出典：令和2年までは、総務省「国勢調査」。令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）

② 65歳以上世帯員がいる世帯の推移

○本県の65歳以上世帯員がいる世帯は年々増加しており、令和2年（2020年）には一般世帯の約46%を占めています。特に、高齢者のひとり暮らし世帯の割合がこの20年で大きくなっています。

【図表5：愛媛県における65歳以上世帯員のいる一般世帯数の推移】



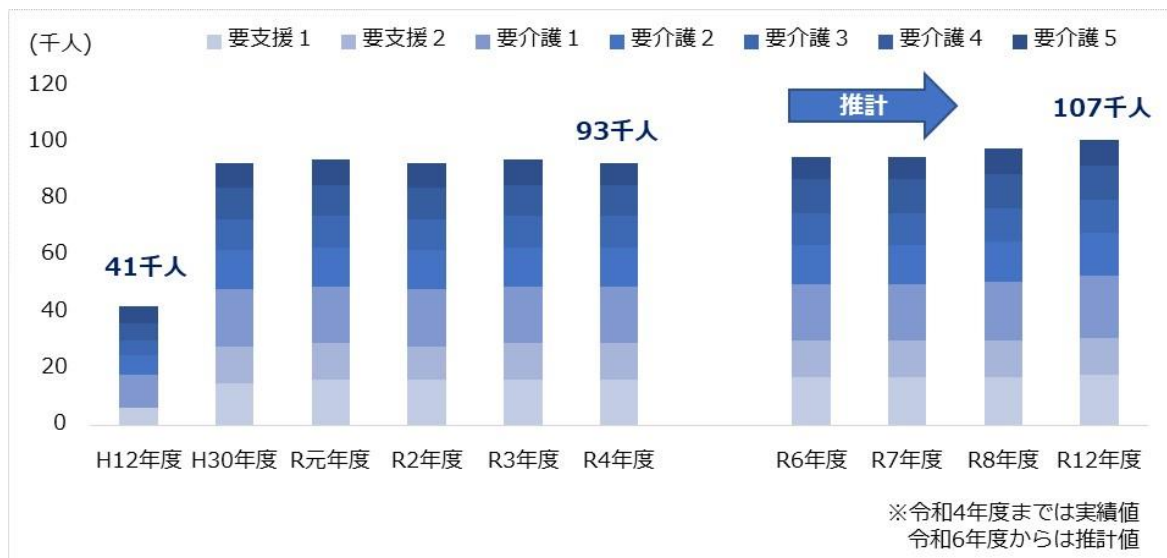
出典：総務省「国勢調査」

(3) 支援を必要とする方の増加

①要支援・要介護認定者の推移

○要支援・要介護認定者数は、令和4年（2022年）度末現在で9万3千人となっており、介護保険制度の運用が開始された平成12年（2000年）度と比較すると、約2.3倍となっています。また、今後も増加傾向は継続し、令和12年（2030年）度には10万人を超えると推計されています。

【図表6：愛媛県における要介護（支援）認定者数の推移（各年度末）】



注）推計は、各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積み上げ。要介護（支援）認定者数には第2号被保険者（40～64歳）を含む。平成18年度から要介護1は要支援2と要介護1の振り分けが必要となった。

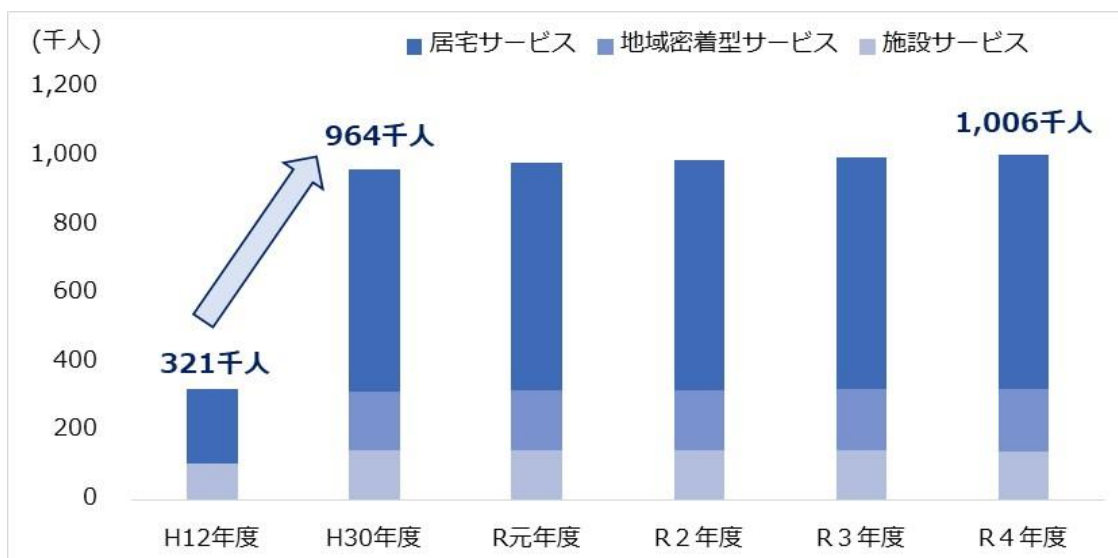
出典：愛媛県長寿介護課「愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」

②介護保険サービス受給者の推移

○介護保険サービス受給者数（延べ人数）は、令和4年（2022年）度で100万6千人となっており、介護保険制度の運用が開始された平成12年（2000年）度の約3倍となっています。

【参考】介護保険制度のサービス給付（受給者数及び保険給付）は、3月から翌年2月サービス提供分を年度単位で計上。

【図表7：愛媛県における介護保険サービス受給者数（延べ人数）の推移】



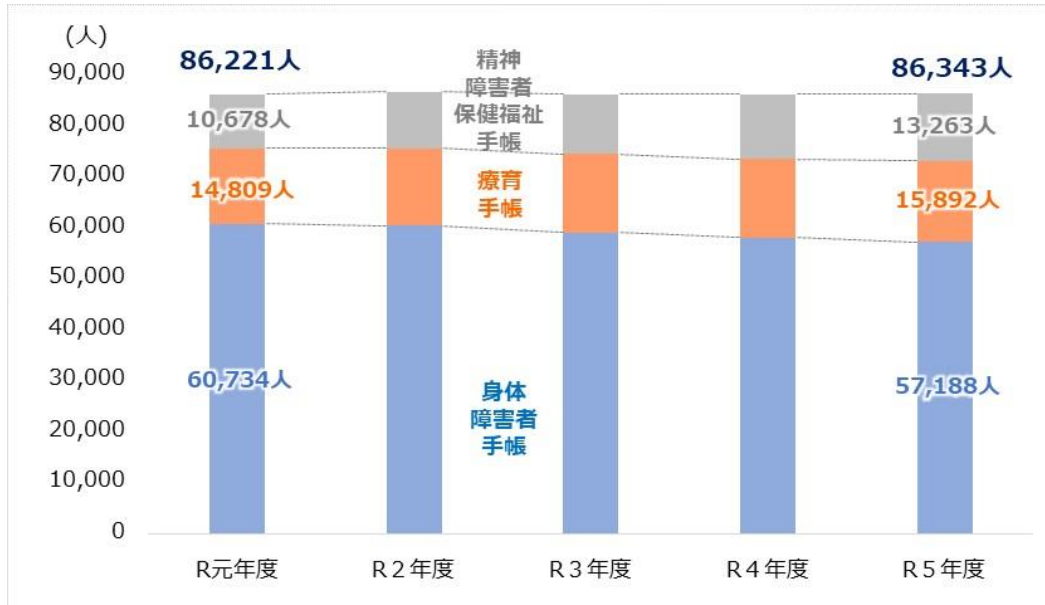
出典：愛媛県長寿介護課「愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」

③障がい者手帳所有者の推移

○本県の障がい者手帳所持者数は、近年は横ばいで推移しており、令和5年（2023年）度では86,343人となっています。

○手帳の種類別では、令和5年（2023年）度と令和元年（2019年）度を比較すると、身体障害者手帳所持者は減少する一方、療育手帳（知的障がいのある方に交付）及び精神障害保健福祉手帳の所持者は増加しています。

【図表8：愛媛県における障がい者手帳所有者数（実人数）の推移】



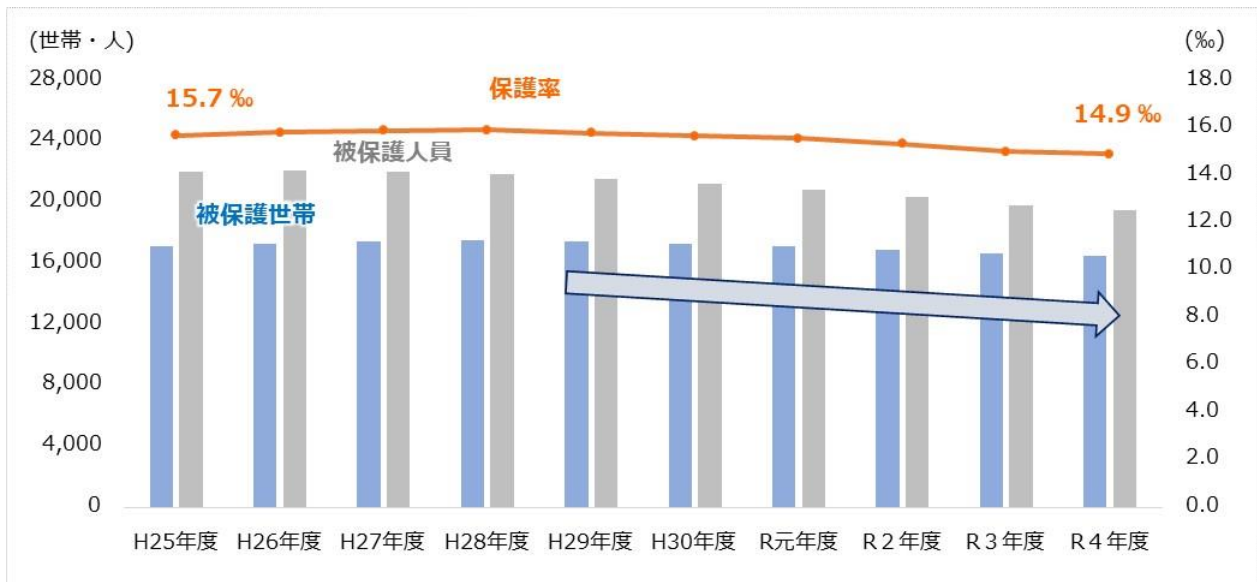
出典：愛媛県健康増進課・障がい福祉課

④生活保護受給者の推移

○近年、本県の被保護世帯・人員は減少傾向にあります。保護率（人口に占める割合）は横ばいで推移しており、令和4年（2022年）度で14.9%となっています。

【参考】「%（パーセント）」：1000分の1を1とする単位（1%＝0.1%）

【図表9：愛媛県における被保護世帯・人員数及び保護率の推移】



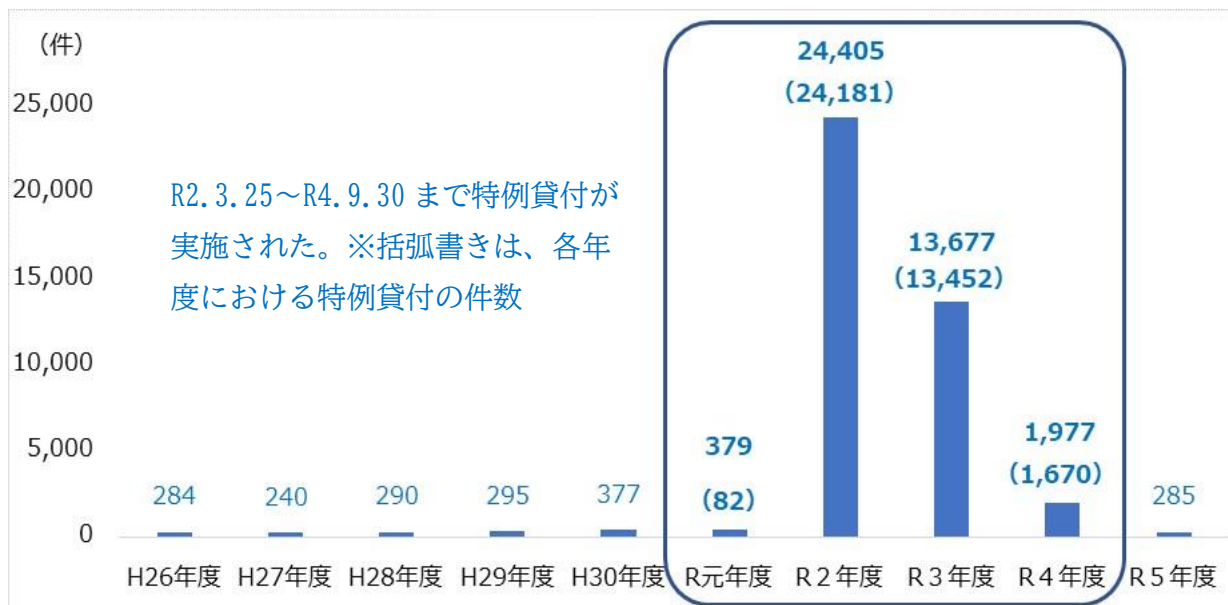
出典：厚生労働省「被保護者調査」（各年7月末現在）。保護率は、各年8月1日の推計人口（愛媛県）をもとに算出

⑤生活福祉資金の貸付状況

○生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うもので、本県では市町社会福祉協議会が貸付窓口となっています。

○本県における貸付件数は、新型コロナによる生活への影響を鑑み、特例貸付が実施された期間（令和2年（2020年）3月25日から令和4年（2022年）9月30日まで）中、非常に多くなっていますが、その他の期間では300件程度で推移しています。

【図表 10：愛媛県における生活福祉資金の貸付状況】



出典：愛媛県保健福祉課

⑥生活困窮者自立相談支援事業における利用状況

○新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、令和2年（2020年）度は前年度と比較すると、新規相談受付件数が約3.8倍、プラン作成件数が約3倍と大きく増加しています。その後は、徐々に減少しています。

【図表 11：愛媛県における生活困窮者自立相談支援事業の利用状況】



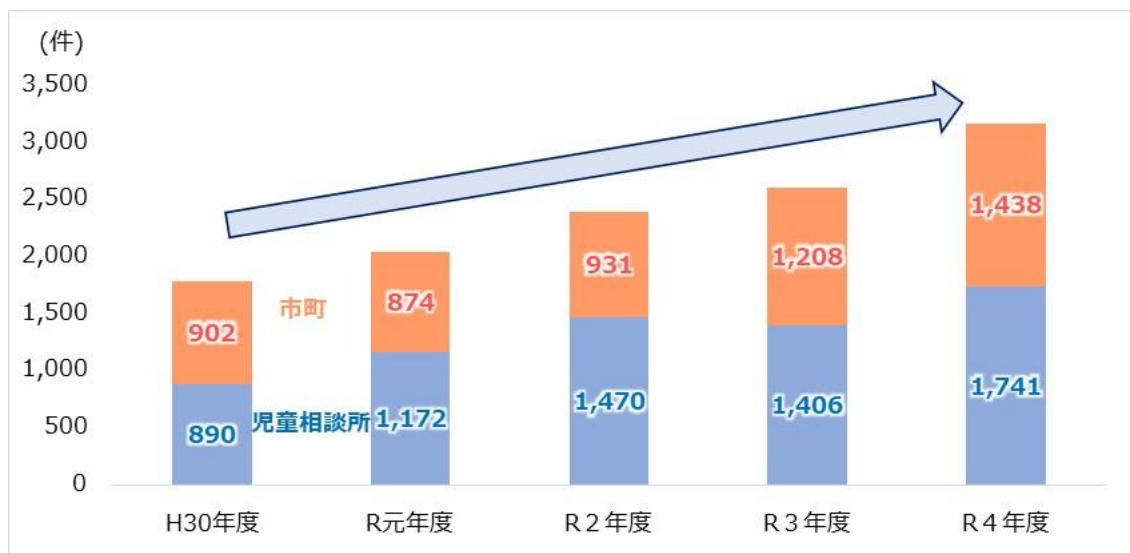
出典：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」、愛媛県保健福祉課

（４）地域の福祉課題の複雑化・複合化

①児童虐待の推移

○令和4年（2022年）度の児童虐待相談対応件数は、県内3か所の児童相談所が1,741件、市町が単独で対応した件数が1,438件、合計で3,179件と過去最多となっています。児童虐待への社会的関心の高まりを背景に、相談対応件数は近年増加傾向にあります。

【図表12：愛媛県における児童虐待の相談件数の推移】

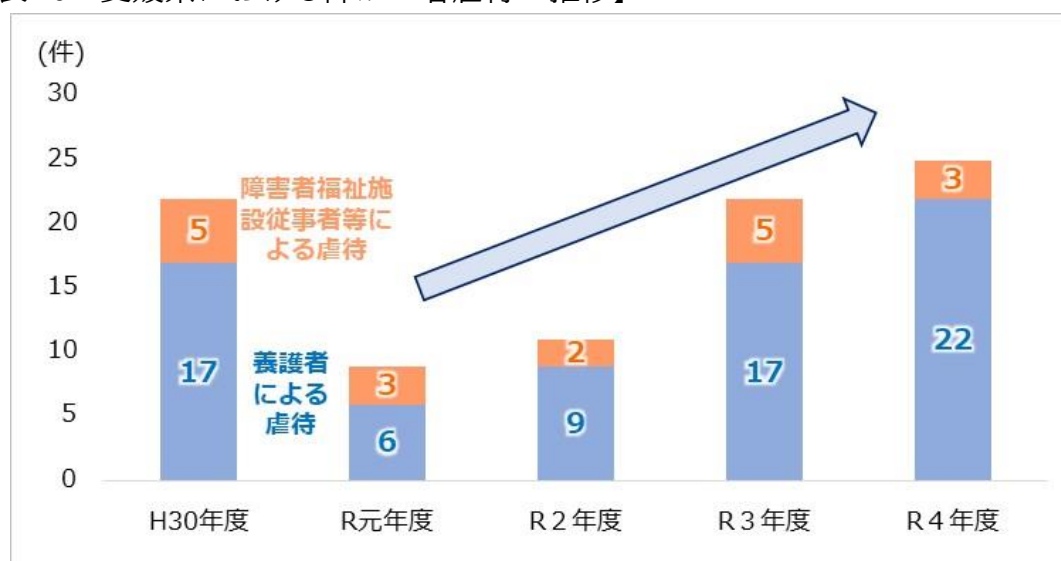


出典：愛媛県子育て支援課

②障がい者虐待の推移

○障がい者虐待は、令和元年（2019年）度には前年度より大きく減少したものの、令和2年（2020年）度以降は増加傾向にあり、令和4年（2022年）度では、養護者による虐待が22件、養介護施設従事者等による虐待が3件、合計で25件となっています。

【図表13：愛媛県における障がい者虐待の推移】



注）件数は虐待と判断されたものの件数

出典：愛媛県障がい福祉課

③高齢者虐待の推移

○高齢者虐待は、近年 100 件以上の発生する状況が続いており、令和 4 年（2022 年）度では、養護者による虐待が 103 件、養介護施設従事者等による虐待が 12 件、合計で 115 件となっています。

【図表 14：愛媛県における高齢者虐待の推移】



注) 件数は虐待と判断されたものの件数

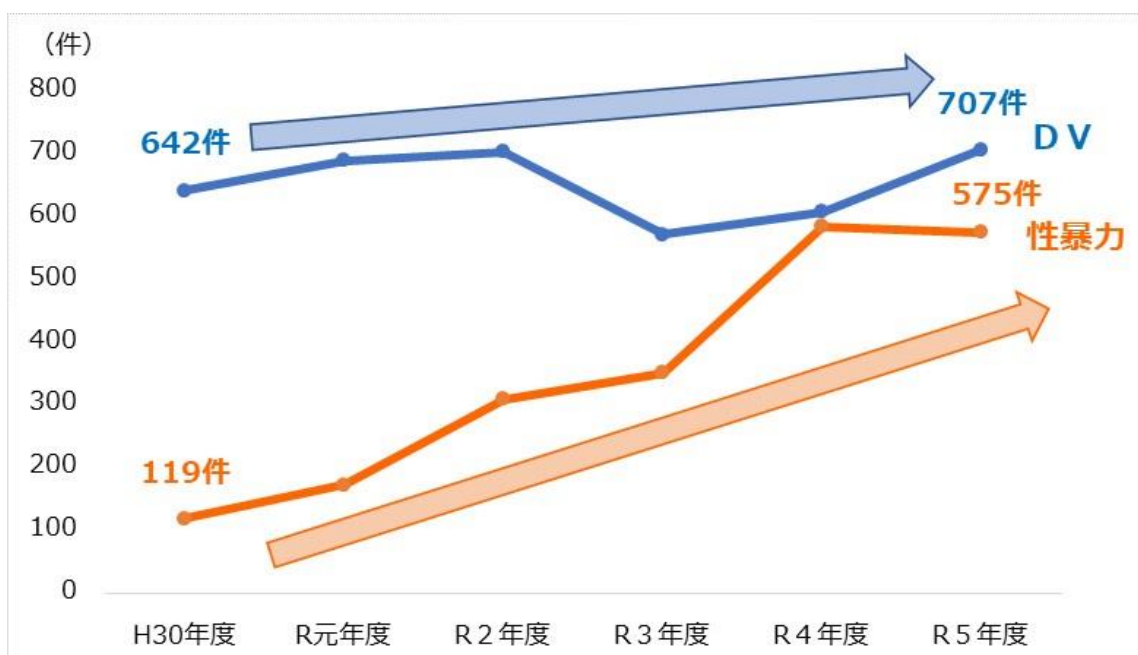
出典：愛媛県長寿介護課

④DV・性暴力の推移

○県内 3 か所の配偶者暴力相談支援センターにおける DV の相談件数は、年度ごとに多少のばらつきはあるものの、令和 5 年（2023 年）度は直近 5 年間で最も多い 707 件の相談が寄せられています。

○また、平成 30 年（2018 年）9 月に開設したえひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」における相談件数は、センターの認知も進んだことなどから増加傾向にあり、令和 5 年（2023 年）度は 575 件となっています。

【図表 15：愛媛県内3か所の配偶者暴力相談支援センター並びにえひめ性暴力被害者支援センターにおける相談件数の推移】

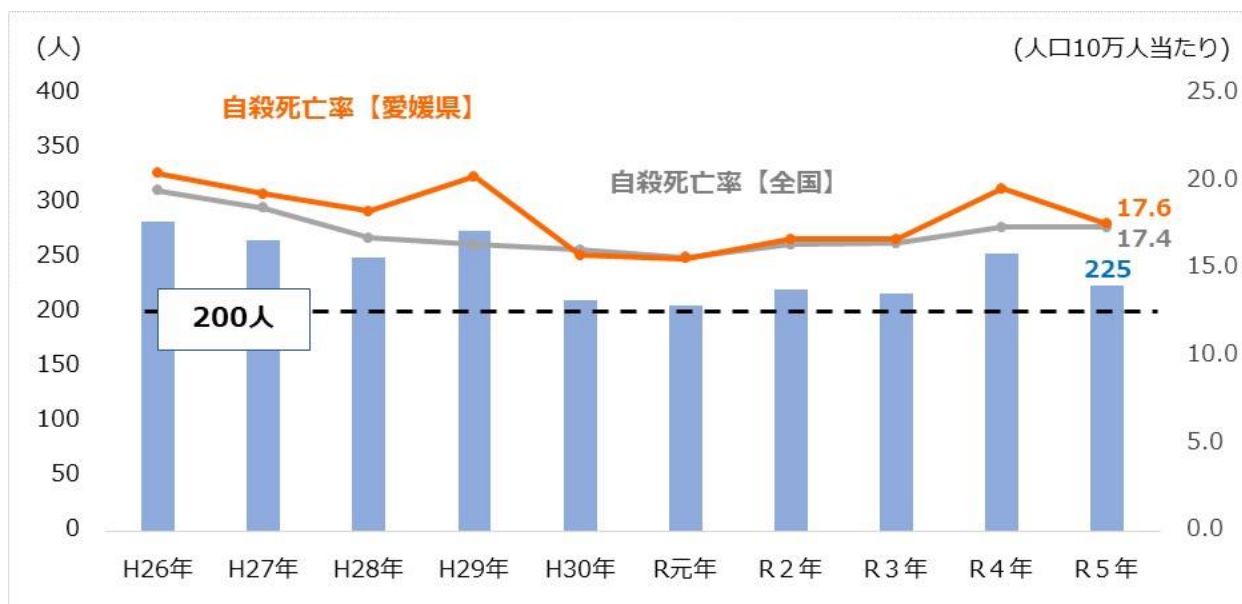


出典：愛媛県子育て支援課少子化対策・男女参画室

⑤自殺者の推移

- 本県の自殺者は、近年 200 人を超える状況が続いています。また、自殺死亡率（人口 10 万人当たり）は、全国とほぼ同レベルで推移しています。
- 本県の年齢階級別自殺者数については、令和元年（2019 年）から令和 5 年（2023 年）の 5 年平均で見ると、50 歳代が最も多く、次いで 70 歳代、60 歳代となっています。また、本県の年齢階級別の死因順位では、10～30 歳代で自殺が第 1 位となっています。

【図表 16：自殺者数（愛媛県）及び自殺死亡率（愛媛県・全国）の推移】

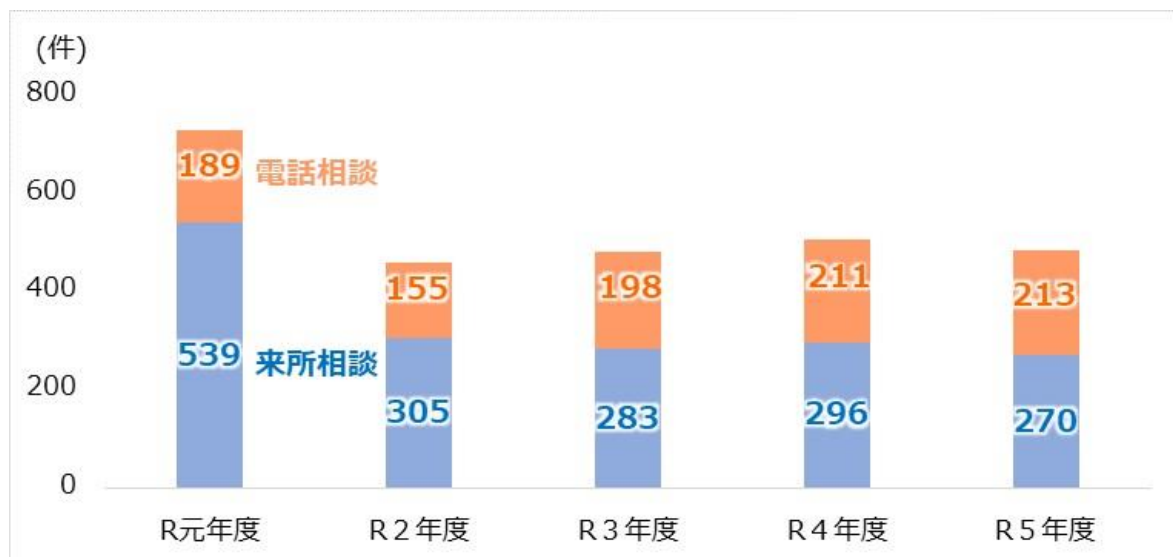


出典：厚生労働省「人口動態統計」

⑥ひきこもりの推移

- 愛媛県心と体の健康センターにおけるひきこもりの相談件数は、令和2年（2020年）度以降、500件程度で推移しています。
- なお、令和3年（2021年）度末までに、県内全ての市町にひきこもりの相談窓口が設置されています。

【図表 17：愛媛県心と体の健康センターにおける相談件数の推移】



出典：愛媛県心と体の健康センター

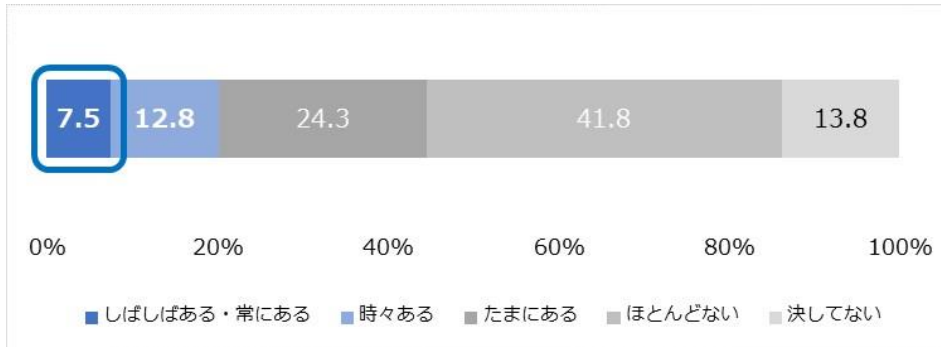
⑦孤独・孤立問題の顕在化

- 県内に居住する個人（2,000人）を対象とした調査においては、直接質問（孤独感について直接的に質問）の結果、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は7.5%、「時々ある」が12.8%、間接質問（間接的な質問により数値的に測定）では、「10～12点」（常にある）の人が10.1%、「7～9点」（時々ある）の人が44.6%となっています。
- 全国調査と比較すると、直接質問における孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合、間接質問における合計スコアが「10～12点」（常にある）の人の両方とも、本県の方がやや上回る結果となっています。
- 不安や悩みの相談相手の有無別に見ると、本県調査において、直接質問で孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、相談相手がいる人が3.0%、相談相手がない人が21.2%、間接質問では合計スコアが「10～12点」の人は、相談相手がいる人が4.6%、相談相手がない人が26.9%であり、全国とほぼ同じ水準となっています。
- また、本県の同調査において、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合は11.5%となっています。

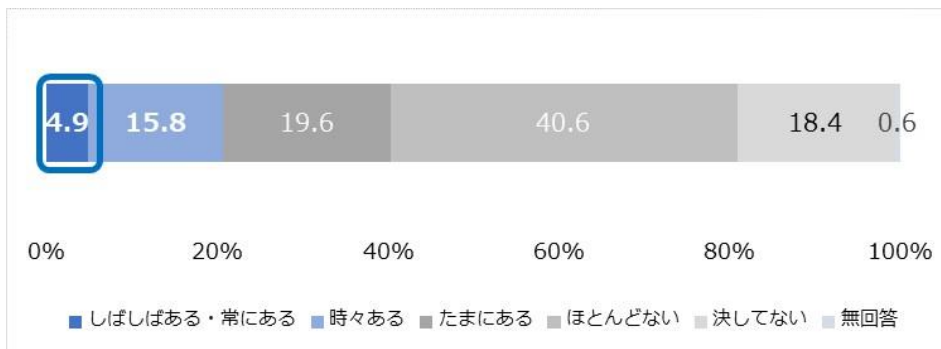
【図表 18：孤独の状況（愛媛県・全国）】

○直接質問

【愛媛県】

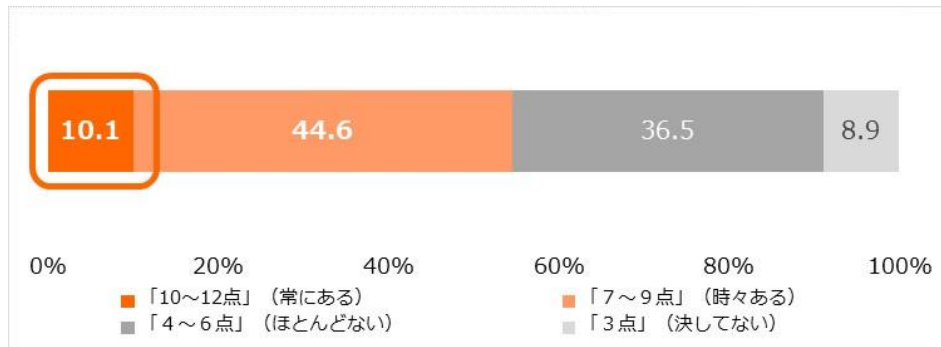


【全国】

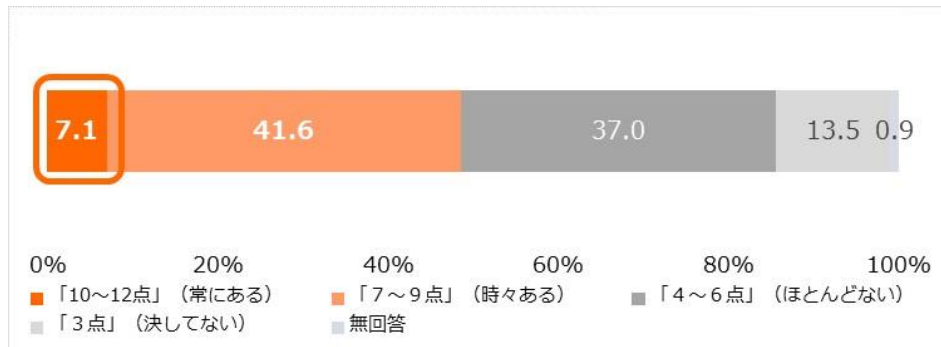


○間接質問

【愛媛県】



【全国】

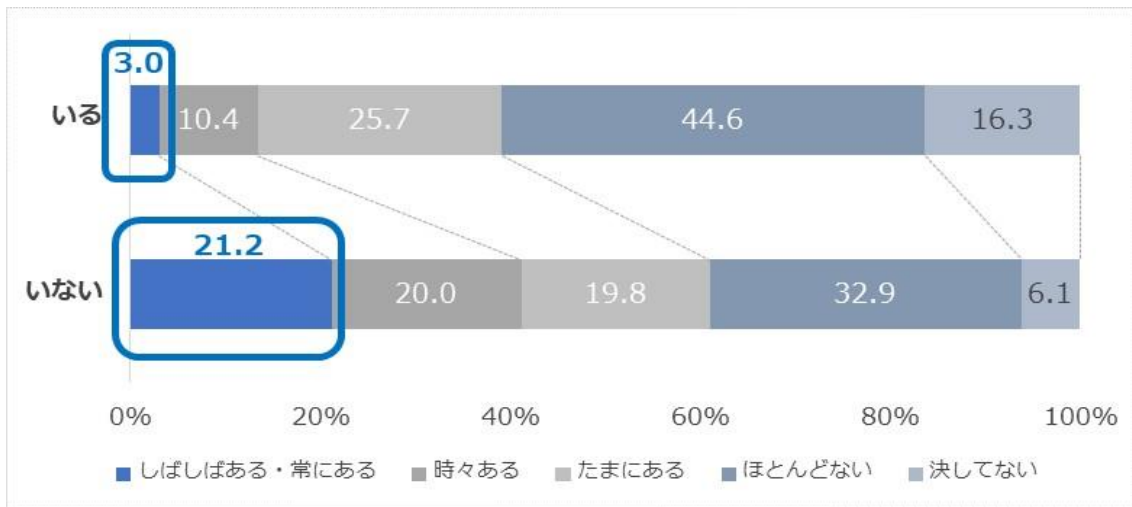


出典：【愛媛県】愛媛県保健福祉課「孤独・孤立の実態把握に関する調査」（令和4年度）、【全国】内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査」（令和4年）

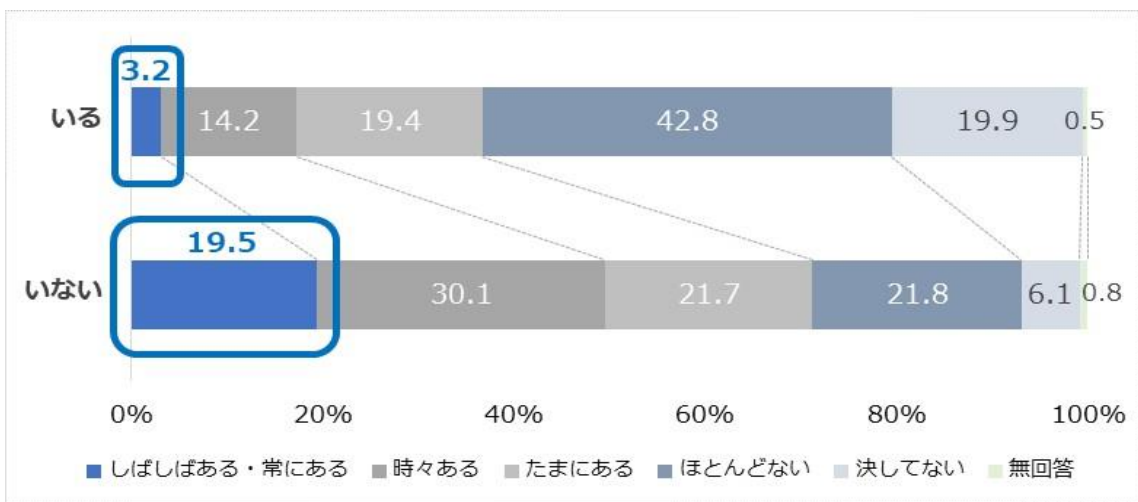
【図表 19：不安や悩みの相談相手の有無別孤独感（愛媛県・全国）】

○直接質問

【愛媛県】

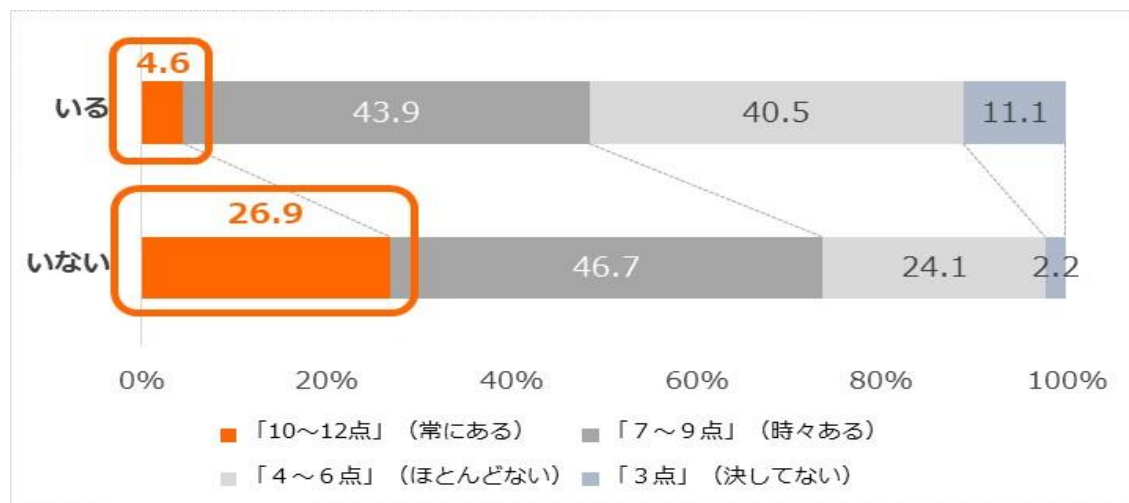


【全国】

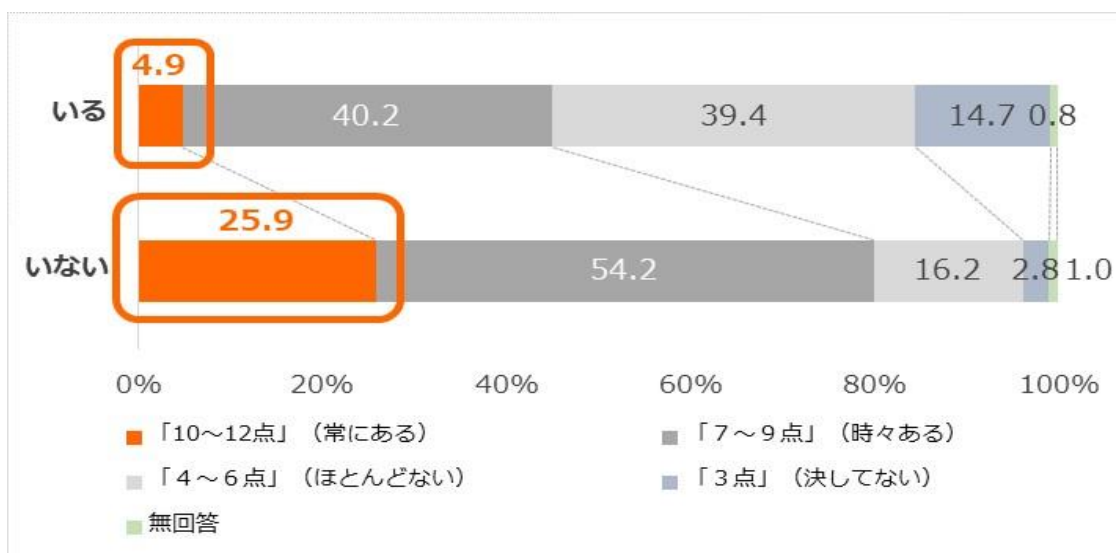


○間接質問

【愛媛県】



【全国】

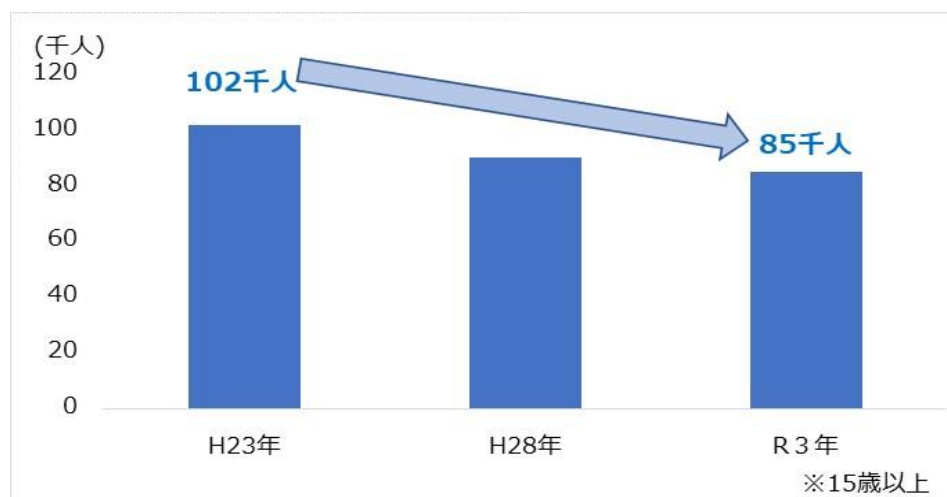


出典：【愛媛県】愛媛県保健福祉課「孤独・孤立の実態把握に関する調査」（令和4年度）、【全国】内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査」（令和4年）

⑧介護者数の推計

○本県における介護者数（15歳以上）は、令和3年（2021年）で8万5千人と推計されており、10年前の平成23年（2011年）と比べると1万7千人減少しています。

【図表 20：愛媛県における介護者数の推計（15歳以上）】



出典：総務省「社会生活基本調査」

⑨ヤングケアラー（小・中・高校生）の実態

○県内の公立学校に通う小学5年生・6年生、中学生及び高校生を対象とした調査では、世話をしている家族がいると回答した生徒のうち、自身が「ヤングケアラー」にあてはまると回答した割合は、中学生で13.3%、高校生（全日制）で16.0%、高校生（定時制・通信制）で38.5%となっています。

○また、世話を必要としている家族では、いずれも「きょうだい」と「母親」の割合が高くなっています。

【図表 21：愛媛県子どもの生活に関する調査】

ア 世話（※）をしている家族がいると回答した児童・生徒の割合

（※）「世話」とは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などをする
こと。（ちょっとした家事の手伝いなどは除く。）

（単位：％）

小学生	中学生	高校生 (全日制)	高校生 (定時制・通信制)
10.4	4.0	2.3	4.0

イ 世話をしている家族がいると回答した児童・生徒のうち自身が「ヤングケアラー」
にあてはまると回答した割合 ※中高生のための質問

（単位：％）

小学生	中学生	高校生 (全日制)	高校生 (定時制・通信制)
—	13.3	16.0	38.5

ウ 世話を必要としている家族（複数回答_上位三つを記載）

（単位：％）

小学生	中学生	高校生 (全日制)	高校生 (定時制・通信制)
きょうだい 62.6	きょうだい 54.5	きょうだい 45.8	きょうだい 38.5
母親 22.0	母親 21.1	母親 21.9	母親 38.5
父親 13.6	祖母 12.8	祖母 16.7	父親 23.1

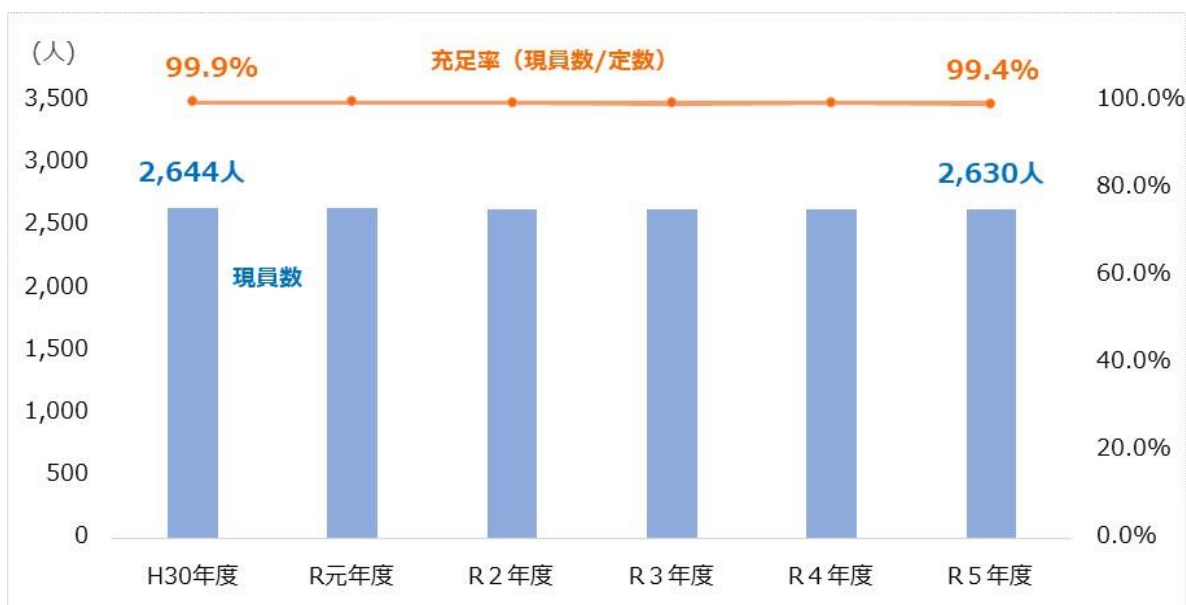
出典：愛媛県子どもの生活に関する調査報告書（令和5年1月愛媛県保健福祉部）

（5）地域福祉の担い手の状況

①民生委員・児童委員の推移

○本県の（中核市（松山市）を除く）民生委員・児童委員（主任児童委員含む）の現員数は、令和5年（2023年）度末現在で、定数2,646人に対して2,630人であり、充足率は99.4%となっています。

【図表 22：愛媛県（中核市（松山市）を除く）における民生委員・児童委員の現員数及び充足率の推移】

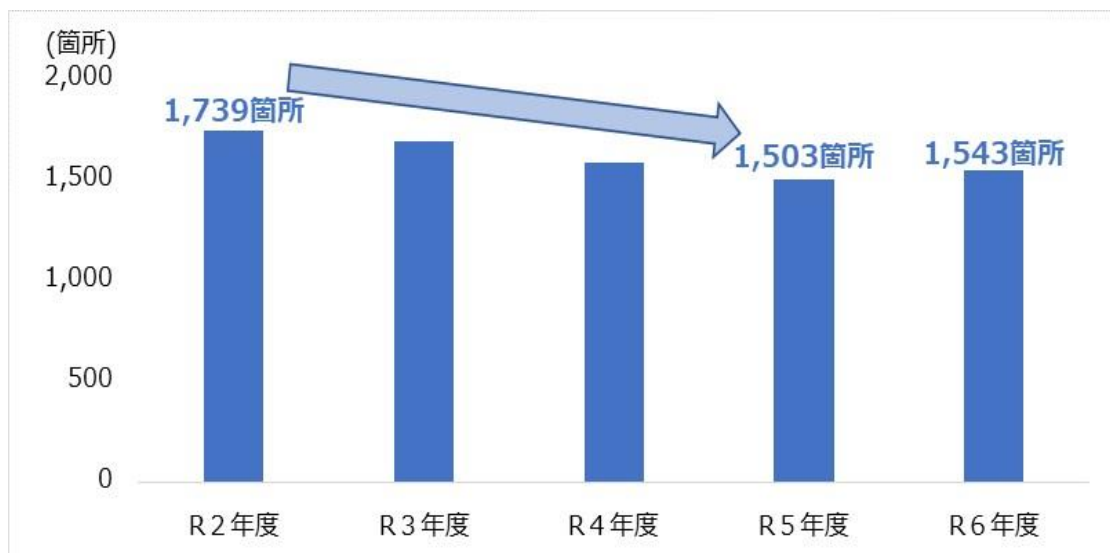


出典：愛媛県保健福祉課

②市町ふれあいサロンの推移

○市町が設置しているふれあいサロンの設置箇所数は、担い手不足等により令和2年（2020年）度から令和5年（2023年）度までで200箇所超が減少しましたが、令和6年（2024年）度は、前年度に比べて設置箇所が増加しています。

【図表 23：愛媛県における市町ふれあいサロン設置数の推移】

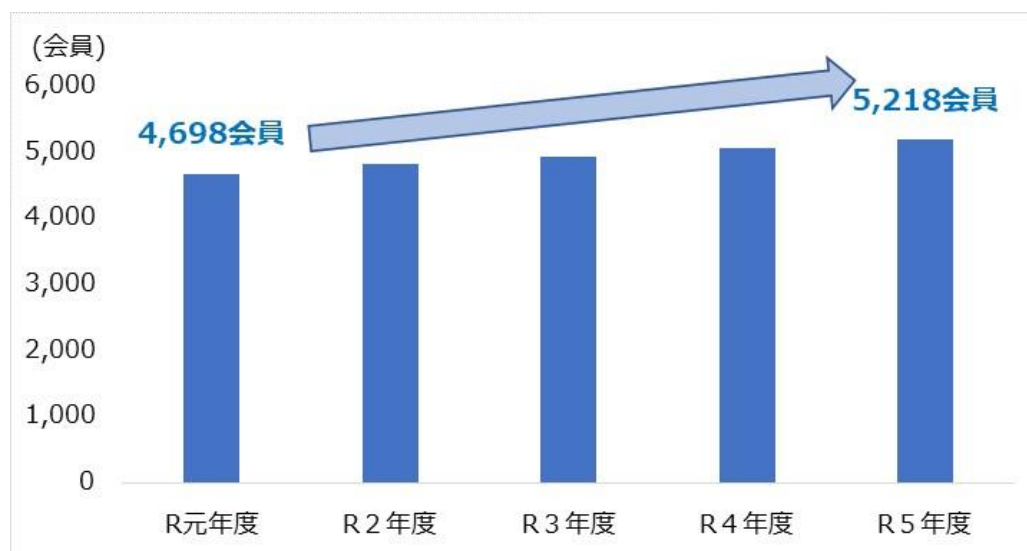


出典：愛媛県社会福祉協議会「市町社会福祉協議会基礎調査」

③ボランティアの推移

○愛媛ボランティアネットの会員数は、年々増加しており、令和5年（2023年）度末には5,218会員となっています。

【図表 24：愛媛ボランティアネット会員数の推移】

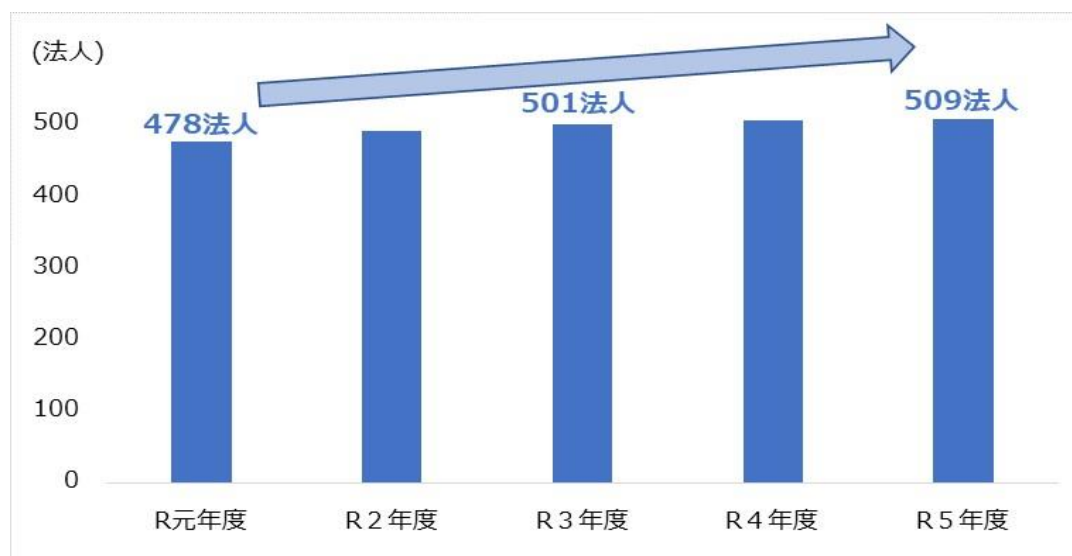


出典：愛媛ボランティアネット

④NPO法人の認証状況

○本県におけるNPO法人の認証数は増加しており、令和3年（2021年）度には500法人を超えています。

【図表 25：愛媛県におけるNPO法人認証数の推移】



出典：愛媛ボランティアネット

⑤今後の必要な保育士数

○令和6年（2024年）4月に保育士の配置基準が76年ぶりに見直され、手厚く配置がなされることになったほか、「こども誰でも通園制度」の導入も予定される中、子どもの安全・安心な保育の提供のためには、今後、約1,000名の保育士の確保が必要と推計しています。

【図表 26：愛媛県における必要保育士数の推計】



旧配置基準

- 0歳児／3：1
- 1、2歳児／6：1
- 3歳児／20：1
- 4、5歳児／30：1

新配置基準

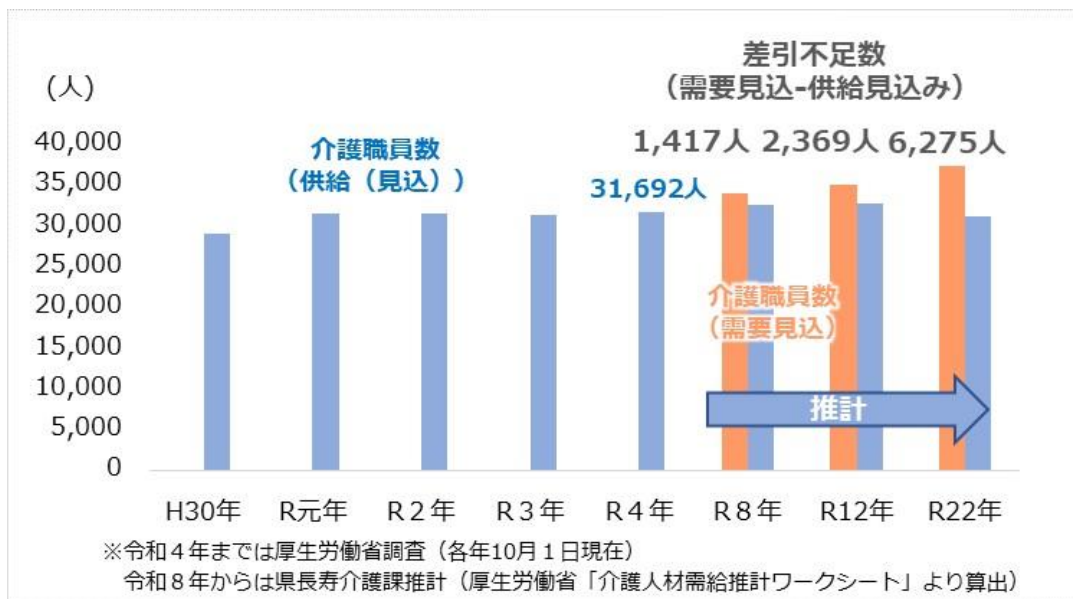
- 0歳児／3：1
- 1、2歳児／5：1（令和7年度予定）
- 3歳児／15：1（経過措置あり）
- 4、5歳児／25：1（同上）

出典：愛媛県子育て支援課

⑥介護人材の推移

○本県における令和4年（2022年）度の介護職員数は約3万2千人となっており、国が定める人員基準は満たしているものの、介護報酬の請求に必要な記録作成や感染症対策など、業務負担は増大し、介護現場では慢性的な人員の不足感が続いています。今後の高齢化の進行等からも、このまま有効な対策を講じない場合、令和22年（2040年）には約6千人の介護職員が不足すると予測されています。

【図表 27：愛媛県における介護職員数の推計及び将来推計】

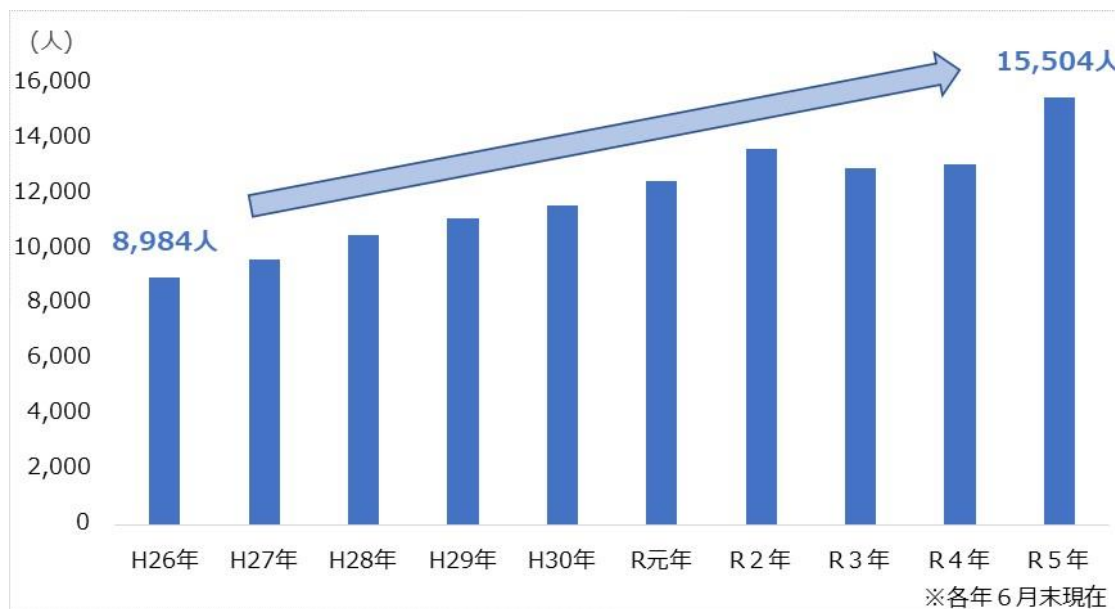


出典：愛媛県長寿介護課「愛媛県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」

(6) 在留外国人の増加

○本県の在留外国人は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で一時減少したものの、その後は再び増加に転じ、令和5年（2023年）6月末では15,504人と過去最高を更新しています。

【図表 28：愛媛県における在留外国人数の推移】



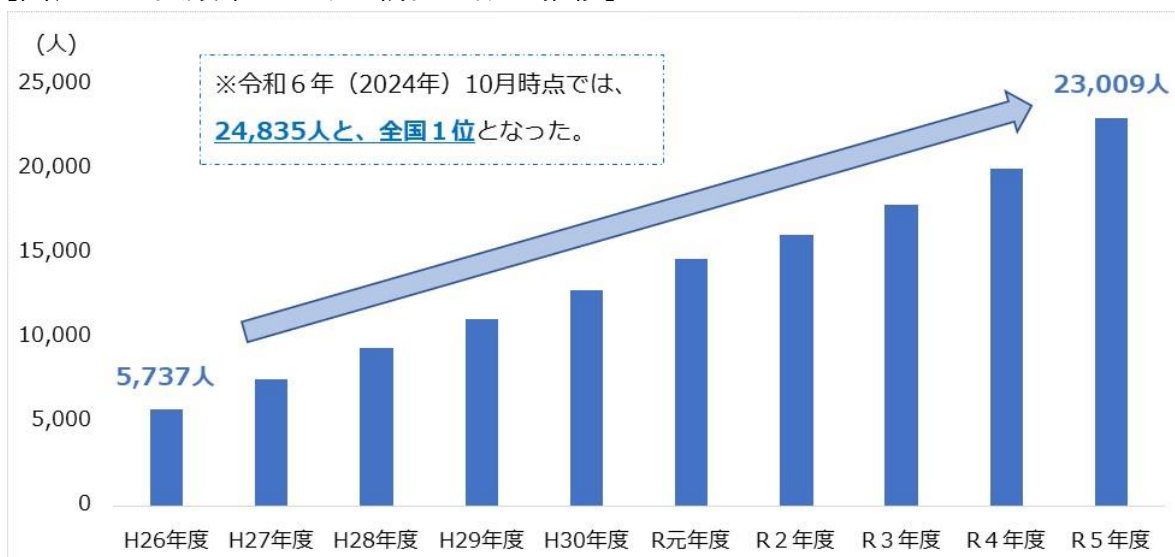
出典：法務省「在留外国人統計」

(7) 地域における災害への備え

①防災士の推移

○本県の防災士数は右肩上がり増加しており、令和5年（2023年）度末では23,009人となっています。なお、令和6年（2024年）10月時点では24,835人と、東京都を抜き全国1位となりました。

【図表 29：愛媛県における防災士数の推移】

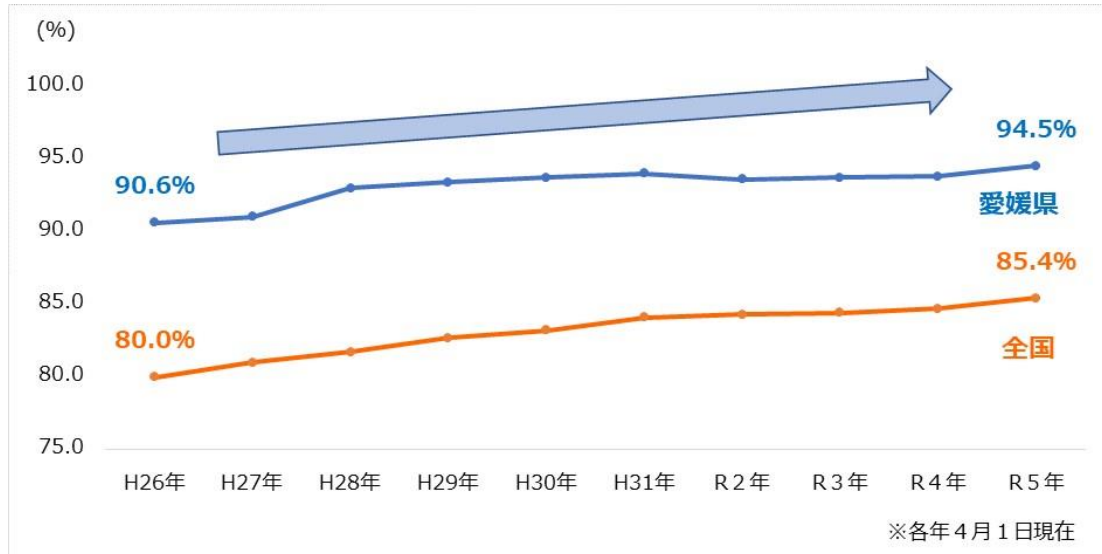


出典：認定特定非営利活動法人日本防災士機構

②自主防災組織の組織率の推移

○本県の自主防災組織の組織率は令和5年（2023年）4月1日現在で94.5%となっており、全国を10%程度上回る水準で推移しています。

【図表30：自主防災組織の組織率の推移（愛媛県・全国）】



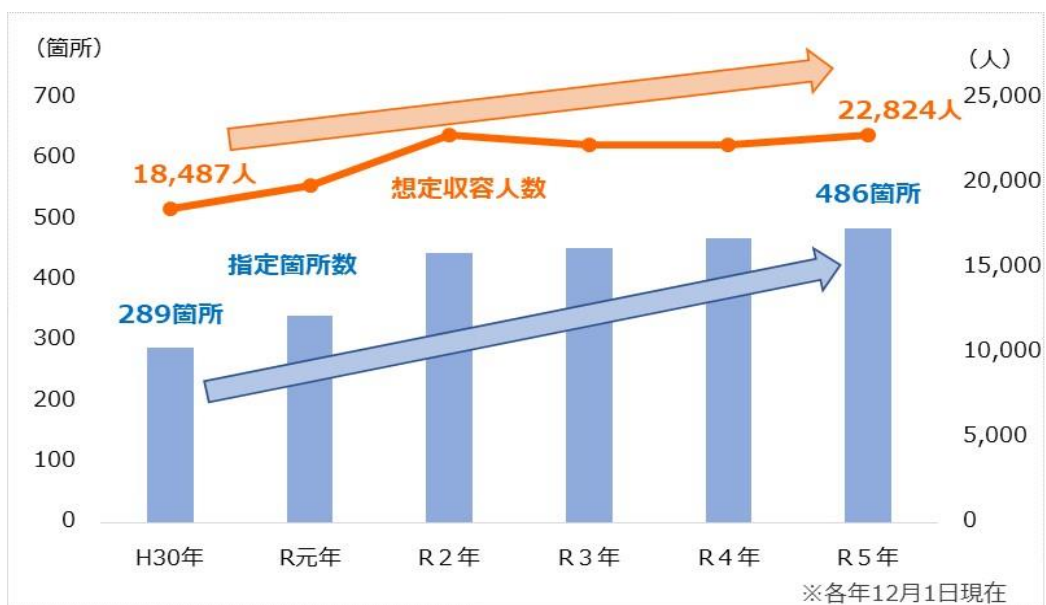
出典：消防庁「消防白書」、愛媛県防災危機管理課

③福祉避難所の指定等

○一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者の避難先となる福祉避難所は、本県では市町による指定箇所数が年々増加し、令和5年（2023年）で486箇所となっています。

○指定箇所数の増加に伴い、想定収容人数も平成30年（2018年）から令和5年（2023年）の間に4,337人増えています。

【図表31：愛媛県における福祉避難所の指定箇所数及び想定収容人数の推移】

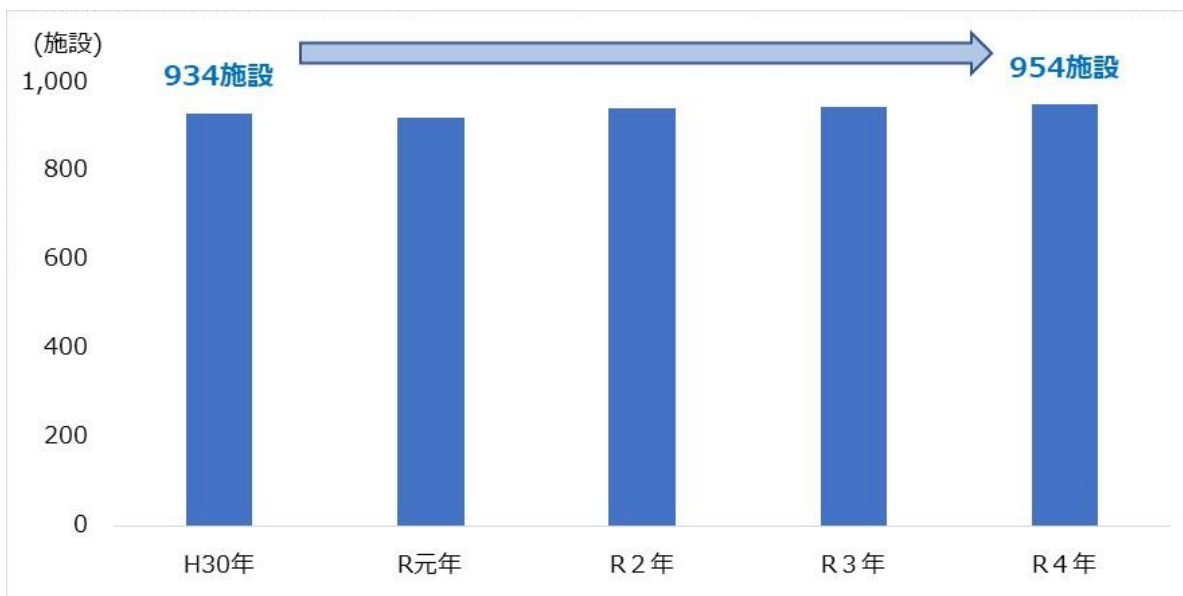


出典：愛媛県保健福祉課

(8) 社会福祉施設等の推移

○本県の社会福祉施設等の数は、近年、多少の増減はあるものの横ばい傾向であり、令和4年（2022年）では954施設となっています。

【図表 32：愛媛県における社会福祉施設等数の推移】

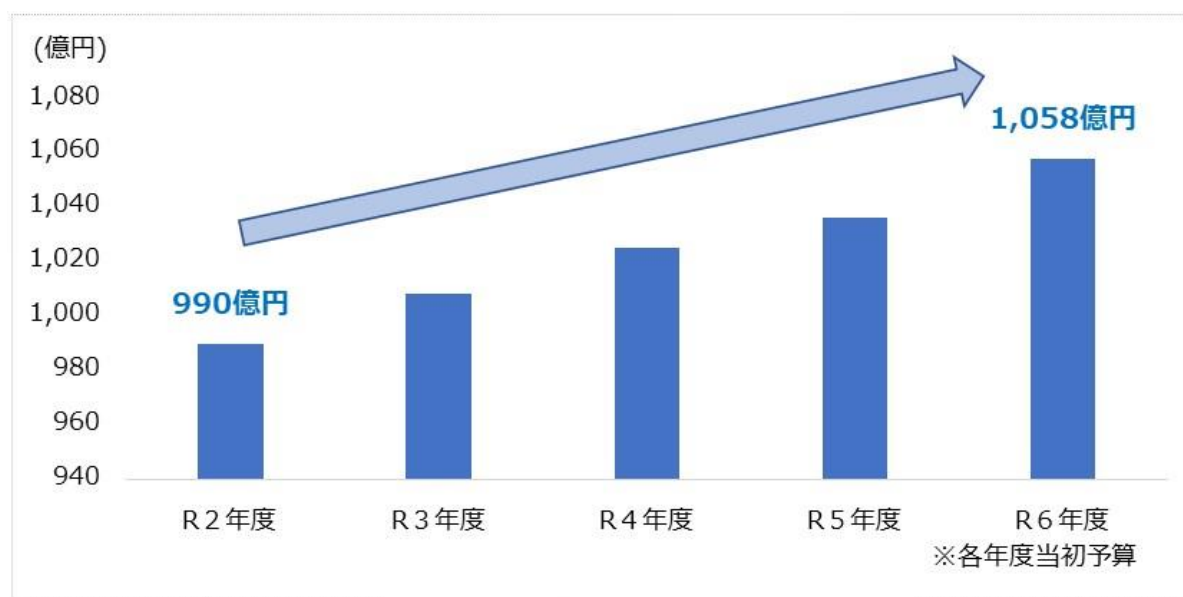


出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査」

(9) 社会保障関係経費の推移

○本県の社会保障関係経費（扶助費含む）は、高齢化の進行等により毎年増加し、令和6年（2024年）度当初予算では1,058億円となっています。

【図表 33：愛媛県の当初予算における社会保障関係経費の推移】



出典：愛媛県財政課

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

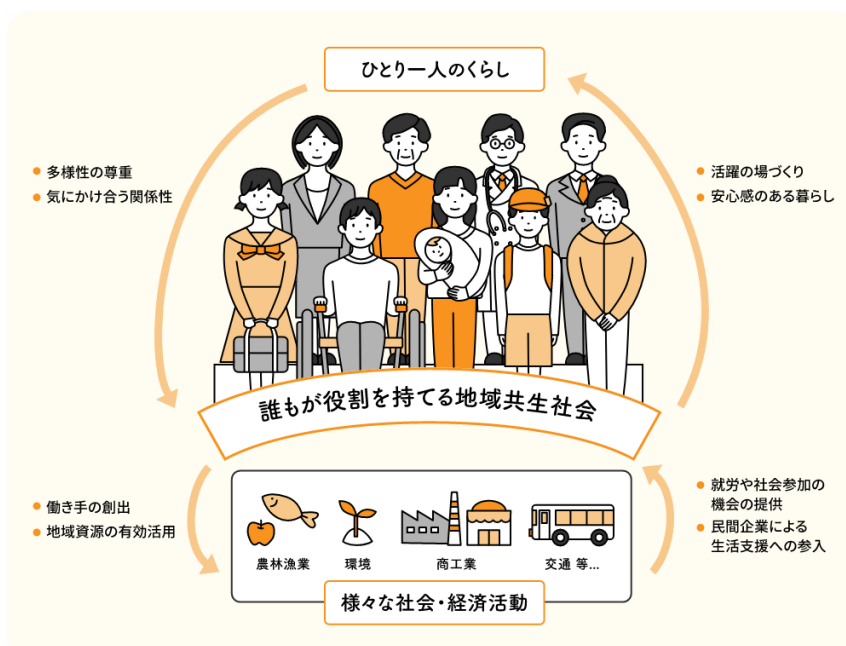
「地域共生社会の実現に向けた『人』中心の福祉社会づくり」

少子高齢化や人口減少が進む中、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を実現していくことが重要です。

本県では、平成30年7月豪雨災害における被災者支援を通じて培われてきた支援手法や連携の取組みなどの経験・ノウハウの横展開等を図り、県内市町における包括的な支援体制の構築を支援し、地域共生社会づくりを推進しているところです。

こうした中、県内市町においては、地域住民同士や地縁組織（町内会、自治会等）、志縁組織（NPO、ボランティア）、学校、企業など、地域内外の様々な主体との連携・協働を通じたコミュニティづくり、活力創出に向けた取組みが進められています。

災害発生などの非常時も見据えて、平時から地域住民や関係者それぞれが、地域の一人ひとりが抱える課題に目を向けて主体的に関わるとともに、世代や分野を超えて連携することにより、課題の解決を図ることができる「地域共生社会の実現に向けた『人』中心の福祉社会づくり」を目指します。



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

(2) 計画のコンセプト

①課題の顕在化と課題の解決に向けた仕組みの再構築

- 地域における様々な課題を顕在化し、解決につなげるためには、まず、地域の「人」一人ひとりに目を向ける必要があります。
- 例えば、「人」が抱える目に見える課題（高齢、障がい、子育て、生活困窮等）と陰に隠れて見つけ難い課題、これらが複合的に絡み合う課題のほか、地域として抱える課題（過疎化、産業減少、交通不便等）があります。
- かつて、こうした課題の顕在化や解決を図る上で、一定の役割を担っていた地域コミュニティの機能が低下するとともに、個別課題に対応する既存の行政支援の枠組みのみでの課題把握には限界があります。
- このため、地域の中で、地縁組織やそれぞれの「人」の相互の見守りや支え合いを通じて、また、行政や社会福祉協議会、企業やNPO・ボランティア等との連携・協働を通じて、発見（気づき）や課題の解決につながる仕組みを再構築することが必要です。
- 本計画では、こうした仕組みやつながりの再構築を図る地域の範囲を「小地域」と定義します。「小地域」は、「歴史的、文化的背景などに基づき、人と人とが昔からつながり、お互いに顔の見える関係の中で生活している範囲」で、例えば公民館区や現・旧小学校区などをイメージしており、その地域の地理的状況や、生活圏の範囲、行政区域の設定等に応じて柔軟にとらえていきます。

②地域住民や地域内外の多様な主体の参画

- 小地域において、支援を受ける「人」（受け手）や支援を行う「人」（支え手）が固定化せず、「受け手」がある時は「支え手」に、「支え手」がある時は「受け手」に回ることによって、全ての「人」が、地域福祉の「担い手」として、相互に支え合いながら、必要な支援を受けつつ、生きがいと活力を持って生活できる社会の構築を目指します。
- また、住民に身近な自治会等の地縁組織においても、従来型の活動の枠を超え、地域が抱える福祉課題に向き合い、その解決に向けた取組みを行うことが必要です。
- 更には、こうした「小地域」の形成や運営、域内外のサポーター（企業やNPO・ボランティア等）との仲立ちを行う「人」（コーディネーターやファシリテーター、中間支援機能）の発掘や育成、外部からの招へい等を通じて、「小地域」の活動の活性化、機能強化を図ることが重要です。

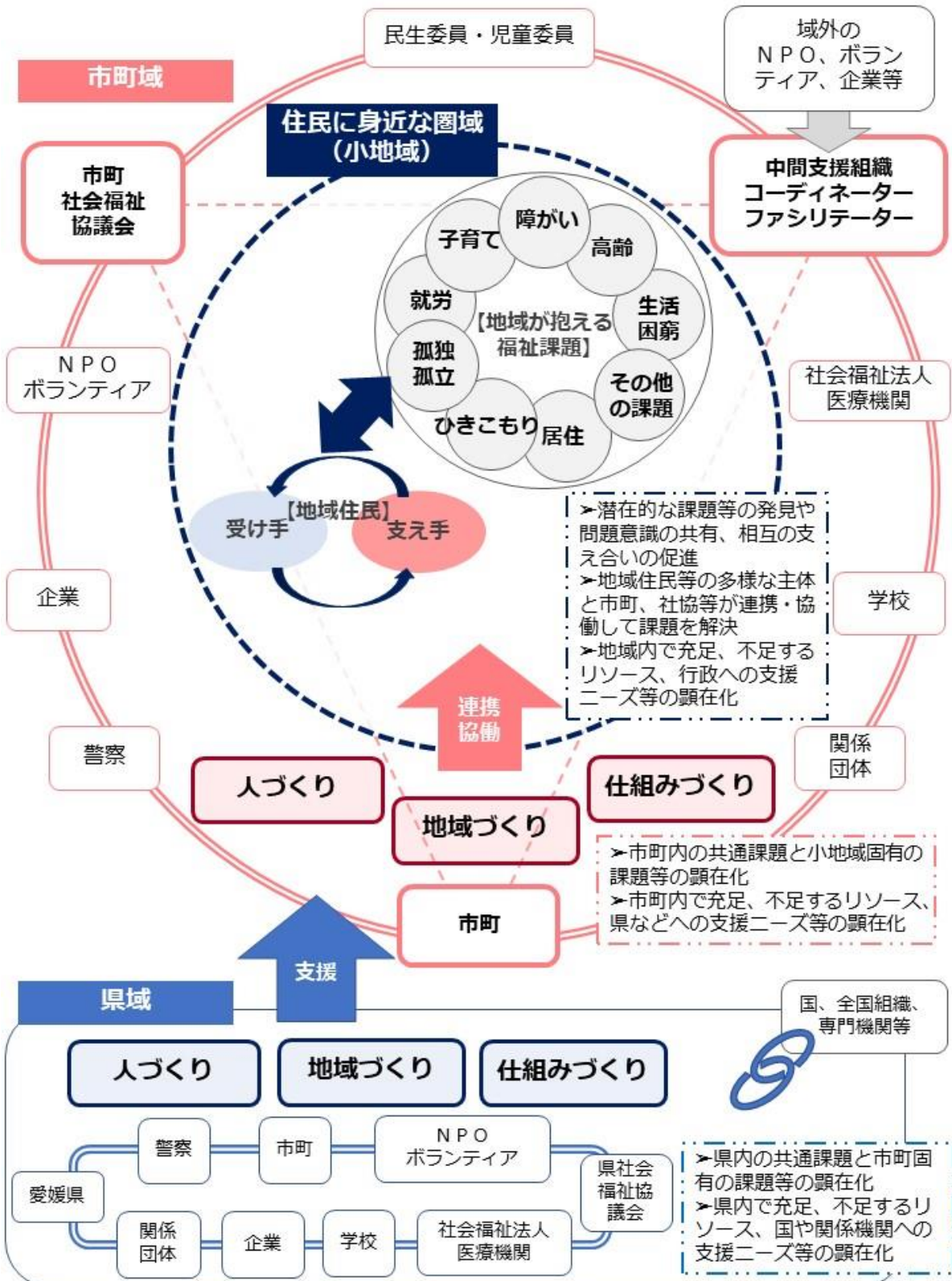
③横断的な支援体制の構築

- 県や市町、そして県・市町社会福祉協議会においては、組織や部門の枠にとらわれず、地域課題を自らの課題として、持てる力を挙げて取り組んでいくことが求められています。
- このため、市町においては、市町社会福祉協議会との連携のもと、関係機関とのネットワーク化や市内の部局横断体制の構築等を通じて、小地域の形成や活動を支援することが重要です。

○県においては、市町では対応できない課題や全県横断的な課題等について、県社会福祉協議会と連携し、関係機関とのネットワーク化や庁内の部局横断体制の構築を図り、支援します。

【計画のイメージ】

愛媛県地域福祉支援計画のコンセプト図



(3) 計画の施策体系

基本理念の実現に向けて、次の三つの基本施策を掲げて各種取組みを推進します。

基本理念

地域共生社会の実現に向けた「人」中心の福祉社会づくり

コンセプト

- ①課題の顕在化と課題の解決に向けた仕組みの再構築
- ②地域住民や地域内外の多様な主体の参画
- ③横断的な支援体制の構築

基本施策1 地域福祉を支える人づくり

- (1) 福祉の意識・機運の醸成
- (2) 福祉人材の確保・定着
- (3) 福祉人材の資質向上
- (4) NPO・ボランティア等の育成

基本施策2 安心して暮らせる地域（まち）づくり

- (1) 小地域単位での活動の促進
- (2) 住民参加・交流の促進
- (3) NPO・ボランティア等との連携促進
- (4) 他分野との連携・協働
- (5) 社会教育との連携
- (6) バリアフリーの推進
- (7) 人権対策の推進
- (8) 災害対策の推進

基本施策3 福祉サービスの仕組み（基盤）づくり

- (1) 地域福祉ネットワークづくり
- (2) 地域における相談支援体制等の充実
- (3) 地域包括ケア体制の推進
- (4) 様々な課題を抱える方への横断的支援
- (5) 災害時における要配慮者等への支援
- (6) 多文化共生
- (7) 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり
- (8) 包括的な支援体制整備の推進

第4章 施策の展開

基本施策1 地域福祉を支える人づくり

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化の進行により、福祉サービスを必要とする人が増加する一方で、地域福祉を担う人材の不足が深刻化しています。人材不足は、地域の支え合い機能の低下につながり、地域福祉の衰退を招くおそれがあるため、福祉人材の育成・確保・定着は喫緊の課題となっています。民生委員・児童委員等による支え合いの一層の充実を図るとともに、地域福祉活動の担い手（リーダー）やNPO・ボランティアの育成など、地域福祉を支える人づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向性】

（1）福祉の意識・機運の醸成

①イベントや多様な媒体を通じた広報・PR

○様々な主体が連携して、多様な媒体を活用した広報活動や情報提供、各種イベント・セミナーや行事における啓発・PRに取り組み、地域福祉活動への関心を高め、NPOやボランティア活動など身近な地域での活動への参加を促進します。

②福祉教育の推進

- 地域の中で学校と社会福祉協議会、住民等がつながる福祉教育を推進し、地域住民の福祉の心を育て、地域福祉活動への参加を目指します。
- 学校における交流及び共同学習等の機会を通じて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解や地域の人々への特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。

（2）福祉人材の確保・定着

①福祉人材の就職支援・離職防止

- 県福祉人材センターや県保育士・保育所支援センターを設置し、福祉分野への就職希望者に対して、就労相談や仕事の紹介・斡旋、各種情報提供などを実施します。
- 職場体験や就職セミナーなどを開催し、円滑な人材確保・定着に取り組めます。
- 外部の専門家による相談体制の確立や保育士を応援する社会的機運を醸成するなど、保育士の心理的負担を軽減し、現役保育士の離職を防止します。

②修学資金の貸与、資格取得の支援

- 介護福祉士や社会福祉士、保育士の確保・定着を図るため、修学資金の貸付を実施するほか、離職した介護人材の再就職準備金や保育士の就職準備金の貸付、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付などを実施し、福祉人材の再就職を促進します。

○福祉に従事する方を対象に資格取得を支援するため、各種受験対策講座を開催します。

③福祉・介護の仕事魅力発信

○テレビCMやインターネット番組など様々な媒体を通じて、福祉・介護の仕事の魅力、やりがいを広く県民に発信するほか、福祉・介護分野への就労に関心のある人を対象とした職場体験事業等により、イメージアップを図ります。

④多様な人材の確保

- 福祉・介護の関係機関との連携強化や介護の入門的研修の実施等を通じて、若者や中高年齢者、外国人、子育てが一段落した者などが働きやすい環境整備を促進します。
- この一環として、県内ハローワークや他県養成校等にキャリア支援専門員などを派遣し、人材の確保に努めます。
- また、県外国人介護人材支援センターを設置し、外国人介護人材の円滑な受入れや定着促進を図ります。

⑤福祉現場の業務効率化

○将来にわたって福祉・介護サービスの内容を維持・向上していくため、各施設等におけるデジタル技術や介護ロボットの導入・活用等を支援し、業務負担の軽減・効率化を図ります。

(3) 福祉人材の資質向上

①多様な人材の育成

○県ボランティア・市民活動センターと連携し、各種研修やセミナーを開催し、地域福祉の中核となる担い手（リーダー）をはじめ、支え手やコーディネーターなど多様な人材を育成します。

②民生委員・児童委員の確保・育成

○地域における最も身近な相談者・支援者である民生委員・児童委員が行う高齢者や生活困窮者への見守り・相談対応、児童虐待やいじめの防止といった活動の充実に向けた支援に取り組みます。

○委員の担い手確保に努めるほか、新任や中堅など、経験年数に応じた各種研修を実施します。

③協働をコーディネートできる人材の養成

○NPOサポートセンターや社会福祉協議会、公民館等の職員、集落支援員、地域おこし協力隊など、地域づくり活動に取り組んでいる様々な分野の人材を、公共を担う地域マネジメント力を備えた専門性の高い協働コーディネーターとして養成するとともに、そのネットワーク化を推進して地域力の強化を図ります。

(4) NPO・ボランティア等の育成

①人材の養成と活動への参画促進

- NPOやボランティア活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を知ってもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する機運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組みます。
- 県ボランティア・市民活動センターと連携し、地域活動団体や企業など多様な主体が、自主的かつ主体的に参画できるよう、ボランティア活動に必要な知識、技術等に関する研修の充実を図ります。

②NPO・ボランティア等への助成

- NPO等が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」や「愛媛県『三浦保』愛基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援します。
- NPOの情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

基本施策2 安心して暮らせる地域（まち）づくり

【現状と課題】

近年、地域のつながりが希薄化し、コロナ禍の影響もあって、ひとり暮らしの高齢者や子育て世帯、障がい者などの支援を必要としている人の社会的孤立が深刻化し、支援ニーズも複合化・複雑化しています。

こうした中、これまで福祉政策が整備してきた子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、対応が困難な課題も増加しています。

住民が慣れ親しんだ地域で安心して暮らしていくためには、社会福祉協議会をはじめ、企業やNPO・ボランティアなどの活動を活性化するとともに、地域の中で支え手・受け手が固定化することなく、住民自らが地域福祉の担い手として相互に支え合いながら、地域社会をともに創っていく必要があります。

【施策の方向性】

（1）小地域単位での活動の促進

①地縁組織・志縁組織との連携

- 地縁組織（町内会、自治会等）や志縁組織（NPO、ボランティア）と行政・社会福祉協議会が連携し、地域の課題の発見や解決に向けて一体となって取り組みます。課題の解決に当たっては、住民の自発的な行動を支援します。

②見守り活動の実施

- 民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPO、企業などと連携・協力し、高齢者、障がい者、児童等の見守り活動を実施します。
- 高齢者や障がい者など配慮が必要な方の消費者被害を防ぐため、地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」が県内全市町に設置されるよう支援します。

③地域の維持・活性化

- 地域の維持・活性化を目指し、地域の人口分析のもと、地域住民が主体となり、目標を設定して、積極的に活動し、意識の醸成を図ろうとする取り組みを支援するなど、持続可能な集落づくりに取り組みます。
- 地域を支える担い手の確保に向けて、都市部から過疎地域など条件不利地域に生活の拠点を移し、様々な活動に従事する「地域おこし協力隊」の導入・定着を促進するとともに、市町や民間団体と連携しながら、受入れから定着に至るまで切れ目のない重層的な支援を行い、移住・定住の促進を図ります。

（2）住民参加・交流の促進

①多様な主体の参画による交流拠点づくり

- 市町と連携し、集会所や公民館、空き家、空き店舗、空き教室といった住民に身近な場所に、高齢者や子育て世帯、障がい者など多様な住民が気軽に集える居場所を整備し、地域づくり、健康づくり、生きがいづくりなど、世代を超えた社会参加を促進します。
- 多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

②高齢者の生きがいと健康づくり

- 高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加の促進の観点から、老人クラブ活動の充実強化や全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等を支援します。

(3) NPO・ボランティア等との連携促進**①交流の促進・協働推進体制の強化**

- 各種研修やイベント開催支援等を行い、ボランティア等の育成に加え、NPOやボランティア等の相互の交流促進を図ります。
- 多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、協働推進体制の強化を図ります。
- 愛媛ボランティアネットの活用を推進し、地域のボランティア活動の相談窓口やNPO等の活動推進団体等に対して、専門的な情報提供を行います。

②共同募金運動等の取組推進

- 地域福祉の様々な課題解決に取り組む民間団体を支援している共同募金運動等の推進を図ります。

(4) 他分野との連携・協働**①農福連携の促進等による地域の産業との連携**

- 農業や水産業などの地域の産業と障がい者の就労支援に携わる社会福祉法人やNPO等の連携を支援し、障がい者の工賃向上を図りつつ、障がい者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大に取り組みます。

②就業・就農支援の推進

- 県内企業の魅力発信や東京・大阪での職業相談・職業紹介窓口の設置、愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用したマッチング支援などにより、県へのU・Iターン就職の促進に取り組みます。
- 市町や（公財）えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、多様な新規就業者の確保に取り組みます。

③移動に課題を抱える方の支援

- 高齢化の進行等により、交通弱者が増える中、地域における住民の足の確保や過疎地域等における効率的な運送に向け、国による支援策を十分に活用しながら、地域住民や企業、市町と連携し、コミュニティバス・デマンド交通の導入も含め、既存交通網の再編・最適化を図るなど、使いやすく持続可能な公共交通ネットワークの確保を目指します。
- 運転免許を返納した高齢者など、買い物等が困難な状況にある方を支えるため、地域の実情に応じた対策に取り組む市町への助言や情報提供に努めるとともに、国の支援策を活用しながら、移動手段の確保を含め、買い物支援に努めます。

(5) 社会教育との連携

①放課後児童対策の推進

- 共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができる環境の整備が重要であることから、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置及び放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進し、放課後児童対策の総合的な推進を図ります。

②地域学校協働活動における学習支援等

- 地域住民が学校と連携・協働し、教育活動を支援するとともに、地域住民の自己実現を図り地域を活性化する「地域学校協働活動」や、地域の参画を得て子どもが主体的に学習に取り組むことのできる場を設け、学習を支援する「えひめ未来塾」の取組みを推進します。

③家庭教育支援の充実

- 悩みや不安を抱え孤立しがちな家庭や仕事で忙しい家庭への支援の充実を図るため、市町と連携しながら、家庭教育支援チームによる相談や支援、保護者等への学習機会の提供、親子参加行事への支援に努めるなど、家庭教育支援の基盤整備を推進します。

(6) バリアフリーの推進

①福祉のまちづくりの普及・啓発

- 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や人によさしいまちづくり条例に関する情報の普及・啓発に努めます。
- 高齢者や障がい者が安心して外出できるよう、パーキングパーミット制度（身体障がい者等用駐車場利用証制度）や、外見では分かりにくい障がい者の外出を支援するため、周囲に支援や配慮の必要性を示す「ヘルプマーク」等の普及啓発に努めるほか、身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に対する理解を深めます。

②公共交通のバリアフリー化の推進

- バリアフリー法に基づき、駅等旅客施設の段差の解消や低床バス・電車の導入など車両等のバリアフリー化を促進するため、国、市町や交通事業者等と連携を図りながら、公共交通を安全、便利、快適に利用できる水準の確保に努めます。

③施設のバリアフリー化の推進

- 人にやさしいまちづくり条例に基づき、不特定多数の方が利用する施設などについて、高齢者をはじめ、誰もがスムーズに利用できるよう整備・改善を求めています。

④障がい者差別の解消と「心のバリアフリー」の推進

- 障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、及び障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁の除去に関する取組みを推進し、あらゆる障がい者差別の解消に努めます。
- 障がい者スポーツやeスポーツの振興等を通じて、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を推進します。

(7) 人権対策の推進

①人権教育・啓発の促進

- あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するとともに、若年層の学習機会を確保し、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。
- 差別をなくする強調月間を中心に研究会や講演会、広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

②相談支援体制の強化

- 県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。
- 国や市町（隣保館含む）、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

③重要課題への取組強化

- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者及びその家族、犯罪被害者等、性的指向・性自認（SOGI）、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題、被災者及びその他の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

④NPO、各種団体等多様な主体による協働

- 人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく、NPOや各種団体、企業など地域で活動する多様な主体による協働が不可欠であり、県や市町がこれらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

(8) 災害対策の推進

①災害ボランティア推進体制の構築

- 県社会福祉協議会と連携し、災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行うとともに、ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーやボランティア・コーディネーターの養成・登録を行うほか、市町の災害ボランティアセンターの設置訓練等を通じて、災害時に迅速な対応ができるよう支援します。
- 平成30年7月豪雨災害を契機に生まれた行政（県、市町）と社協（県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）、NPO等（NPO、ボランティア団体及び中間支援組織）、民間企業等（企業、士業団体など）との災害ボランティア活動に関する多者連携体制を、県内全域に展開するなど機能強化を図り、将来の南海トラフ地震の発生も見据えた災害支援ネットワークづくりにつなげます。

②避難対策の強化

- 市町や自主防災組織等と連携して、避難所生活に必要な資機材の整備や避難所運営を担う人材の育成を図り、避難所における良好な生活環境の確保が促進されるよう支援するなど、避難対策の充実強化に取り組みます。
- 被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に努めます。
- 市町における避難行動要支援者の個別避難計画策定を支援するなど、避難行動要支援者に対する支援の充実を図ります。

③要配慮者の支援体制の強化

- 福祉避難所の一層の普及促進を図るため、令和6年能登半島地震から見てきた課題も踏まえながら、市町や社会福祉施設等関係機関と連携して、新たな指定の促進や受入体制の強化、住民への周知等に積極的に取り組みます。
- 災害時の要配慮者の福祉支援を強化するため、避難所等で環境整備や相談対応を行う「災害時要配慮者支援チーム」を拡充するとともに、平時から避難所で介助等を行う福祉人材を募集しマッチングするなど、人的支援体制の強化に取り組みます。

④地域における防災力の向上

- 自主防災組織の中心的役割を果たす防災士については、引き続き養成を進めるとともに、一人ひとりの活動の質向上に向けて、スキルアップ講座や防災士等が情報共有を図る連絡調整会を開催するなど、質と量を掛け合わせた活躍促進に取り組みます。
- また、地域防災リーダーの更なる養成やスキルアップなどを通じて、地域防災の要である自主防災組織の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。
- 消防団員の確保に向けて、基本団員の加入促進とともに機能別消防団員制度の導入・拡充を促進するほか、県消防学校を「地域防災のための人づくりの拠点」と位置付け、消防職員・団員の教育訓練はもとより、地域防災リーダーのスキルアップに力を入れるなど、地域防災力の向上に努めます。また、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

基本施策3 福祉サービスの仕組み（基盤）づくり

【現状と課題】

介護と育児に同時期に対応しなければいけない「ダブルケア」や、80歳代の高齢者の親とひきこもりの状態にある50歳代の単身・無職の子が同居している「8050問題」、更にはコロナ禍において顕在化した孤独・孤立の問題など、複合的な課題や制度の狭間にある課題を解決するための包括的な支援体制の構築が必要です。

本県では、平成30年7月豪雨災害の被災者支援を通じて培われてきた支援手法や連携の取組みなどの経験・ノウハウの横展開等を図り、非常時も見据えた、平時からの県内市町における包括的な支援体制づくりを進めています。今後とも、地域での見守り・支え合いをはじめ、行政や社会福祉協議会、NPO、ボランティア、関係企業・団体等が手を携えて、地域共生社会の実現に取り組むことが重要です。

【施策の方向性】

(1) 地域福祉ネットワークづくり

①地域コミュニティへの参画支援

- 地域住民やNPO、ボランティアなど地域で活躍する多様な人材と地域の様々な支援機関等をつなぎ合わせ、地域生活課題の解決を目指す地域福祉ネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。
- 多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

②小地域単位の活動の活性化や連携、横展開支援

- NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育施設、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。
- 地域における多様な主体が連携して福祉活動を行う団体に対して、福祉課題の解決と地域福祉ネットワークを構築するための活動を支援します。

③福祉コミュニティへの参画促進

- 地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

④社会福祉法人（施設）の公的な活動の促進

- 社会福祉法人（施設）が、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源との連携等を図りながら取り組む公益的な活動を促進します。

(2) 地域における相談支援体制等の充実

①各種相談支援体制やネットワークの充実

- 福祉事務所や保健所をはじめ、県福祉総合支援センターや子ども・女性支援センター、県心と体の健康センター、県男女共同参画センター、えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」、県消費生活センターなど各種相談窓口に加え、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センターなど地域における身近な相談支援体制の充実により、様々な課題解決に向けた相談支援体制やネットワークの構築を図ります。

②子育て支援体制の充実

- 愛顔の子育て応援サイト及びLINE「きらきらナビ」を活用した「妊娠・出産・子育て（仕事）のワンストップ相談体制」の運用をはじめ、高齢者の経験を生かした子育て支援活動の一層の促進、県内紙おむつメーカーや市町と連携した紙おむつの購入支援や官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用した子どもの居場所づくりや子どもを支える地域の活動支援などの本県独自の子育て支援事業の展開により、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図ります。
- 県内全ての市町に設置されている子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門スタッフが妊娠期から子育て期にわたるまでワンストップで相談支援を行います。

③障がい者への支援体制の充実

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における相談・支援機能の強化・拡充に加え、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の相互連携のもと広域的・専門的な相談機能を構築するなど、重層的な支援体制の整備を図ります。
- 個々の障がい者のニーズ及び実態に応じて必要とする支援をきめ細かく提供するため、人材育成や施設整備も含めサービスの量的・質的充実に努めます。特に、発達障がいには、早期に適切な支援につなげて、生活の質の改善や社会参加の促進が図られるよう各市町における総合的なワンストップ相談窓口の設置を支援します。
- 県障がい者ICTサポートセンターを核として、障がい者のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上に向けた相談体制等の充実を図ります。

④高齢者への支援体制の充実

- 居住する高齢者の状況や社会資源の整備状況など各地域の実情に応じて、高齢者等が単身でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向けて、各市町や地域団体が、情報通信技術等を活用した緊急通報・安否確認システムや配食をはじめとする生活支援サ

ービス、交流活動等の高齢者の見守りに関する取組みを検討・普及に努めるよう支援します。

⑤虐待防止への対応

- 子どもや障がい者、高齢者等に対する虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、関係機関が連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 虐待等の理由により、親と家庭で暮らすことのできない子どもが、家庭と同様の環境のもとで愛情に包まれながら暮らせることを目的に、里親委託を推進します（愛媛県では令和6年（2024年）8月1日から里親支援センターの運用を開始。）。

(3) 地域包括ケア体制の推進

①地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターが地域包括ケアシステム（高齢者が、可能な限り住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができる環境づくり）を支える中核機関として、総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務を円滑かつ適切に実施していくため、センターの機能充実、強化を支援するとともに、研修等の実施による職員の資質の向上を図ります。
- 地域における人材の集約、情報の共有等を通じた効果的な地域包括ケアの推進を図る観点から、サービス事業者、関係団体、民生委員、一般県民等から構成される地域包括支援ネットワークの構築に向けた市町等の取組みを支援します。
- センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行うためには、適切な人員体制の確保が重要であることから、各市町において、センターの業務量と役割に応じた適切な人員体制の確保に努めます。
- 継続的に安定した事業実施につなげるため、センターは自ら実施する事業の質の向上に努めることが重要であることから、各市町とセンターが運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、センターの運営に対して適切に評価を行うための取組みを支援します。

②地域ケア会議の推進

- 地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっては、介護支援専門員個人だけでなく、地域住民やサービス事業所等に対して、介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を作ることが重要であり、地域ケア会議の開催を通じて、多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進めることが重要です。
- このため、県においては、地域ケア会議を担当する市町職員や関係者に向けた研修や市町への個別支援、好事例の発信など、市町の取組みを推進します。

③共生型サービスの推進

- 介護保険サービスに移行する65歳以上の高齢障がい者が、継続して同一の事業所から支援を受けられるようにするとともに、福祉人材の有効活用を図るため、障がい福祉サービスと介護保険サービスを提供する共生型サービス事業所の設置を推進します。

④生活支援コーディネーターの養成

- 市町や地域包括支援センター、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等を対象とした研修を開催し、地域での多様なサービスの創出や、サービスをコーディネートする人材の育成を支援します。

(4) 様々な課題を抱える方への横断的支援

①生活困窮者に対する支援

- 自立相談支援窓口において、生活困窮者の課題を受け止め、本人のニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、一人ひとりの状態に応じたプランを策定するなど、自立相談支援機関を中心に関係機関が連携しながら、生活困窮者自立支援制度の各事業を活用・実施し、生活困窮者の状態からの脱却を支援します。

②居住支援の推進

- 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）それぞれの特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指します。
- DV被害者や一時的な住宅困窮者など、多様な住宅確保要配慮者が想定されるため、柔軟な対応による居住の安定を確保する施策展開が必要であることから、公的賃貸住宅における空き家の活用や民間賃貸住宅の借り上げ、社会的弱者の自立を支援する公益法人やNPO等の活動主体の支援など、地域の実情に応じて多面的な住宅セーフティネットの展開を目指します。

③就労支援の推進

- 民間教育訓練機関等を活用して、出産・子育て等で仕事を離れた方や障がい者、非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を実施します。
- 女性、障がい者、高齢者及び外国人など多様な人材が能力を發揮しいきいきと働けるよう、関係機関と連携して、企業とのマッチング促進や就労機会の拡大、仕事と家庭生活の両立支援など雇用環境の整備等に努めます。

④DV・性暴力被害者に対する相談・支援体制の充実

- 配偶者暴力相談支援センター及びえひめ性暴力被害者支援センターを核として、様々な関係機関と連携のもと、被害者の立場・状況を踏まえた適切な支援が行えるよう相談体制や緊急時の安全確保体制の充実強化に努めます。
- 講師派遣の実施や、パンフレット・シール等を作成・配布などにより、いわゆる「デートDV」も含めて、暴力を許さない意識の啓発や被害者相談窓口の周知をあらゆる世代に対して実施します。

⑤自殺対策・ひきこもり対策・各種依存症対策の推進

- 県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策、ひきこもり支援、各種依存症対策などの心の健康の保持増進に積極的に取り組みます。

⑥権利擁護の推進

- 成年後見制度の円滑かつ適正な利用が進められるよう各市町への支援や市民後見人等の人材の育成等に努めます。
- 市町や社会福祉協議会など関係団体との連携を図り、障がい者、高齢者が安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを支援する福祉サービス利用援助事業の円滑な推進を図ります。
- 虐待や経済的理由等により、社会的養護を必要とする子どもの支援にあたり、子どもの利益を最大限考慮するとともに、子どもの権利擁護を図るための体制を構築し、意見表明支援を推進します。

⑦障がい児に対する切れ目のない支援体制の整備

- 身近な地域において、障がいの早期発見や適切な支援を行えるよう、福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等関係機関の連携を強化し、障がい児に対する切れ目のない支援体制の整備に努めます。

⑧防犯対策・再犯防止対策の推進

- 自主防犯ボランティア団体の結成や青色防犯パトロール活動への参加など、県民の自主防犯活動を促進するとともに、自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進や犯罪抑止に配慮した環境整備に取り組むなど、安全を確保するためのセーフティネットを構築し、県内全域をまるごと安全で安心なエリアにする取組みを強化します。
- 犯罪や非行をした者が、再び罪を繰り返さないようにするため、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられ、円滑に社会復帰できるよう、帰住先の確保や福祉サービスの利用・調整、社会参加、居場所づくり、就労支援等の実現に向け、国の刑事司法関係機関、市町及び民間団体等と連携し、個々の課題に応じた支援を行うための地域ネットワークづくりを進めます。

⑨孤独・孤立対策の推進

- コロナ禍をきっかけに、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化していることから、様々な不安や悩み、生活課題を抱えて、生きづらさを感じている方を支援するための官民連携体制を再構築するとともに、孤独・孤立に至らないようにするための予防的な活動として、情報発信や周知・啓発を通じて、孤独・孤立に対する理解や支援を求める声を上げやすい機運の醸成等に取り組みます。

⑩ケアラー支援の推進

- 今後、介護を必要とする方の増加に伴い、ケアラーも増えると想定される中、その支援に関する広報・啓発活動の展開や早期発見・把握、相談体制の整備、介護分野における支援者の連携した対応等を通じて、ケアラーとその家族を一体的に支援します。
- 特にヤングケアラーについては、関係機関が連携して対応するための研修会を開催するとともに、悩みや経験を共有できる交流活動や子どもに寄り添った相談活動を展開する民間団体を創出するなど、地域における支援の充実を図ります。

⑪ケアリーバー支援の推進

- ケアリーバーが入居可能な自立援助ホーム等での生活指導や就業支援のほか、一定の要件を満たすことで返還免除が可能な生活資金の貸与や身元保証料の負担等の経済的支援に取り組みます。
- ケアリーバーをはじめ、虐待された経験がありながらも公的支援を受けていない若者も対象に、孤立を防ぎ、適切な支援につなぐことができるよう、自立支援拠点を設置し、相互交流機会の提供や相談支援に取り組みます。
- 児童養護施設等における退所後の相談支援体制の強化に向けて、自立支援専任職員の配置を支援するとともに、専門研修を実施するなど、ケアリーバーを孤立させないよう寄り添った支援に努めます。

(5) 災害時における要配慮者等への支援**①災害時の保健福祉支援体制の強化**

- 大規模災害に備え、保健衛生活動の中心的役割を担う保健師等の災害対応能力の向上を図るとともに、災害時要配慮者支援チームや災害時福祉人材マッチング制度の充実に努めるなど、保健福祉支援体制の強化に努めます。

②被災者の生活再建支援

- 被災者の心身の負担を軽減し、安心して日常生活を送れるようにするため、市町や社会福祉協議会等と連携して、健康管理をはじめ、個々の被災者の状況に応じた見守りや生活相談等の支援、仮設住宅等避難生活の場におけるコミュニティづくりの促進など、地域全体で支え合う体制を構築し、一日も早い生活再建に向けた支援に努めます。

③被災者への健康支援

- 被災者・支援者の中長期的な心のケアを継続していく必要があることから、専門的な医療ニーズや相談に対応できる体制を整備します。また、被災した児童生徒や教職員、保護者に対し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを派遣するなどの心のケアに取り組みます。

④被災者への就学支援

- 経済的な理由により就学が困難となった児童生徒等に対し、学用品費や医療費、給食費等の支援を行うほか、被災により修学が困難になった高校生等に対し、無利子で学資金を貸与し、卒業を要件として申請により返還を免除することにより、教育機会の確保を図ります。また、被災により学習の遅れが懸念される児童生徒への学習サポートや、被災した学校の教員の負担軽減を図ります。

(6) 多文化共生**①多文化共生地域づくりの推進**

- 県民と外国人が、互いの文化や習慣を理解できるよう、留学生を含めた外国人の地域行事等への参加を促進するなど、気軽に友好を深めることのできる機会を拡充するとともに、県国際交流センターへの外国人支援・海外連携推進員の配置による相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の提供、災害時の外国人支援などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生地域づくりを推進します。

②外国人材の受入れ・共生

- 関係機関や民間企業等と連携し、外国人技能実習制度の適正化や外国人労働者の受入れ、留学生等の就職支援等を行い、外国人材の受入れを進めます。

(7) 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり**①福祉サービス第三者評価事業の実施**

- 福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービス事業者が事業運営上の課題を把握し、更なるサービスの質の向上に結び付けるもので、利用者等からの信頼獲得・向上につながる取組みです。当制度の公正・中立性及び専門性を確保するため、外部委員で構成される第三者評価事業推進委員会において、評価基準の策定や評価機関の認証など体制整備に取り組みます。
- 第三者評価事業に従事する評価機関の評価調査者（候補者を含む。）に対して研修を実施し、人材養成及び資質向上を図ります。
- 福祉サービスを提供している県内の事業者を対象とした第三者評価事業の説明会等を開催するとともに、第三者評価事業の普及啓発を図るためのリーフレット等を作成・配布することにより、受審者の増加に努めます。

②福祉サービス苦情解決制度の推進

- 事業者と利用者間での解決が困難な福祉サービスに関する苦情については、県社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会において、公正かつ円滑に処理するため、相談、指導、調査、あっせん等を行います。

③社会福祉施設等の整備促進

- 地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

(8) 包括的な支援体制整備の推進

①包括的地域福祉推進体制の構築に向けた支援

- 地域共生社会の実現に向けて、本県の包括的な地域福祉の推進体制の構築と関係機関との連携・協働の受け皿づくりを進めるため、県・市町・社会福祉協議会をはじめ、育児、介護、障がい、貧困などの福祉に関する各法に基づく支援を担う関係機関のほか、NPOやまちづくり団体、ボランティア団体など地域活動団体などが情報共有・協議を行うネットワーク会議等を開催するほか、市町における「重層的支援体制整備事業」の推進や、地域での多者連携、多世代交流、支え合い活動等の普及・展開を図るため、アドバイザーの派遣や研修会の実施等に取り組みます。
- 県庁内に関係課等による部局横断的な体制を構築し、地域共生社会づくりに向けて、将来的な地域福祉のあり方などに関する協議等を行います。
- これらにより、市町における、包括的な支援体制の構築の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などをサポートします。

②市町地域福祉計画の策定（改定）及び推進の支援

- 市町が社会福祉法第107条の規定に基づく地域福祉計画の策定（改定）や計画の推進が図れるよう支援します。

③市町との円滑な情報共有

- 国の制度改正の動向や地域福祉を取り巻く状況、他自治体での優良事例等について、迅速な情報提供に努めます。

【重層的支援体制整備事業イメージ図】



出典：厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

第5章 目標指標 ※目標指標は、R7年度当初予算編成に伴い変更になる場合があります。

(1) 計画の数値目標及び進捗管理

計画に関する施策の進捗状況が明確になるように、次のとおり数値目標を設定し、計画の進捗管理を行います。

指標	現状	目標年次	目標水準
基本施策1 地域福祉を支える人づくり			
愛媛ボランティアネット会員登録数	5,218 会員 (R5年度)	R8年度	5,100 会員
県福祉人材センターを通じた就職者数	63 人 (R5年度)	R8年度	60 人
民生委員・児童委員の充足率	99.4% (R5年度)	R11年度	100%
介護施設等の介護職員の充足率	100% (R4年度)	R8年度	100%
基本施策2 安心して暮らせる地域(まち)づくり			
地域おこし協力隊員の県内定住者数	196 人 (R5年度)	R8年度	266 人
愛媛県障がい者スポーツ大会の参加選手数	629 人 (R5年度)	R8年度	1,900 人
人権問題に関する講演会イベント参加者数	8,800 人 (R5年度)	R8年度	7,500 人
避難行動要支援者の個別避難計画に取り組んでいる市町数	20 市町 (R6年度)	R8年度	20 市町
災害時要配慮者支援チームのチーム員数	218 人 (R5年度)	R8年度	330 人
あいサポーターの人数	4,450 人 (R5年度)	R8年度	12,000 人
愛媛県パーキングパーミット制度に登録された駐車区画数	2,390 区画 (R5年度)	R11年度	2,500 区画
基本施策3 福祉サービスの仕組み(基盤)づくり			
地域福祉計画策定市町数	16 市町 (R5年度)	R11年度	20 市町
包括的支援体制が整備された市町数(次のいずれかに該当) ①重層的支援体制整備事業実施市町 ②移行準備事業実施市町 ③独自に「断らない相談支援体制(相談支援)」「課題を抱えた人や世帯を地域つなぐ支援(参加支援)」「住民同士の顔の見える関係性づくり(地域づくり)」が実施できている市町	6 市町 (R6年度)	R11年度	13 市町

愛媛県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参加団体数	63 団体 (R 5 年度)	R 8 年度	110 団体
相談窓口における自立相談支援の新規相談件数	2,296 件 (R 5 年度)	R 11 年度	2,500 件
LINE 版きらきらナビ友だち登録数	—	R 11 年度	7,000 人/ 年

※本県の新たな政策体系に掲げる成果指標であるK G I (Key Goal Indicator 重要目標達成指標) やK P I (Key Performance Indicator 重要業績評価指標) としている指標については、目標年次を令和 8 年度とし、その他は令和 11 年度としています。

※目標年次を令和 8 年度としている指標については、政策体系におけるK G I 及びK P I の見直しと合わせて適宜更新を行います。

【参考資料】

社会福祉法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の实情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の

提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

用語解説

【ア行】

○あいサポーター

障がいのある方が困っていることなどを理解して、ちょっとした手助けや配慮を行うことにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒につくっていく「あいサポート運動」を実践する者のこと。

○あったか愛媛NPO応援基金

NPO法人の活動を支援するため設置された基金で、県民・企業からの寄附を活用し、助成事業等によりNPO法人の活動資金の安定確保や育成支援を行っている。

○NPO

Non Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行う営利を目的としない民間の組織・団体。

○愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～

愛媛県の最上位計画として、令和5年6月に策定。2040年の目指すべき将来像を見据えながら、現在抱えている課題の解決に向け、令和8年度までの4年間で取り組むべき具体的な施策を示したもの。

○愛媛県「三浦保」愛基金

県に寄附いただいた三浦工業株式会社の株式を原資として創設された基金。株式配当金を原資に「環境保全・自然保護」や「社会福祉」、「教育振興」の分野において、公募事業等を実施している。

【カ行】

○介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるよう、市町・サービス事業者・施設などとの連絡調整を行う者。都道府県知事が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、介護支援専門員実務研修の課程を修了して、都道府県知事の登録を受けることが必要。

○介護福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある人に心身の状況に応じた介護を行うほか、その人や介護者に対して、介護に関する指導を行う者。

○外国人支援・海外連携推進員

外国人等からの相談窓口となり、電話等による対応を行うとともに、入国管理局、医師会、各行政機関など関係機関との連絡調整に当たる者。

○キャリア支援専門員

福祉介護人材の確保について専門的な知見を有し、求人求職支援を行う者。

○共同募金運動

10月1日から翌年3月31日までの6か月間に全国一斉に都道府県を単位にして行われる募金運動。子どもたち、高齢者、障がい者などを支援する様々な福祉活動や災害時支援に役立てられる。

○ケアリーバー（社会的養護経験者）

児童養護施設や里親などの社会的養護のケアを離れた方のこと。

○県外国人介護人材支援センター

本県における外国人介護人材の支援に関する総合窓口。相談窓口の設置や巡回相談の実施、各種研修会やセミナー等の開催を通じて、外国人介護人材の受入れの円滑化や県内への定着を図る。運営は愛媛県社会福祉協議会に委託。

○県国際交流センター

国際的視野を有する人材を育成し、もって地域の活性化を図るとともに、諸外国との友好親善に寄与することを目的に設立された機関。

○県心と体の健康センター

精神保健福祉法第6条に規定された県の精神保健福祉に関する技術的中核機関。精神保健福祉に関する知識の普及及び調査研究、精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導、精神医療審査会の事務局の役割、精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）の支給認定等を行う。

○県福祉人材センター

厚生労働大臣の許可を受け、「職員を採用したい」社会福祉サービス実施機関と「福祉分野に就職したい」求職者の橋渡し役を行う「福祉人材無料職業紹介事業」を行う機関。運営は愛媛県社会福祉協議会に委託。

○県保育士・保育所支援センター

潜在保育士の再就職や保育士資格取得を支援することにより、子どもを安心して育てることが出来る体制を整備することを目的とした施設。運営は愛媛県社会福祉協議会に委託。

○県ボランティア・市民活動センター

ボランティア・NPO等の市民活動の充実や信頼性向上に向けて、理解者や協力者を増やしながら、活動のネットワークの拡充を支援する機関で、愛媛県社会福祉協議会に設置。

○心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

○子どもの愛顔応援ファンド

広く県民や企業・団体の皆様の参画・協力を得て、官民共同による本県独自の子育て支援策や地域の子どもの支援活動の拡充を図るため、令和元年10月に創設。

○コミュニティバス

住民の足の確保のため、市町村等が主体的に計画し、運行する乗合バスの総称。既存バス路線等のない交通空白地域・不便地域において運行されることが多い。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を足し合わせたものであり、1人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

【サ行】

○災害時福祉人材マッチング制度

福祉避難所等において不足が見込まれる要配慮者を直接支援する人材を確保するため、災害時に支援活動に従事できる福祉専門職を募集しマッチングを行う制度で、現役の福祉専門職を対象とした「災害時福祉人材」と福祉専門職の離職者やOBを対象とした「災害時福祉ボランティア人材」の二つの仕組みからなる。

○災害時要配慮者支援チーム

多様な支援を必要とする要配慮者に対して、医療・看護・リハビリ・介護・福祉等の多業種の専門職からなるチームで、被災地のニーズに応じて、避難所環境改善に関する助言から相談支援、生活介助まで幅広い支援を提供する。

○里親

保護者の病気や離婚など様々な事情によって家族と暮らせない子どもを、自分の家庭に迎え入れ養育する者。養育の仕方等により次の四つの形がある。

①養育里親

子どもが18歳になるまで、あるいは家庭に戻れるようになるまで一定期間養育する

里親。

②専門里親

養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親。

③養子縁組里親

養子縁組により、子どもの養親になることを希望する里親。

④親族里親

子どもの保護者が死亡、行方不明などの状態になった場合に、3親等以内の親族が子どもを養育する里親。

○市町ふれあいサロン

高齢者や子育て中の親子など、地域住民が気軽に集まり、交流・ふれあいを通じて、仲間づくりや健康づくり、情報交換を行う場所。

○社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置された、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。それぞれの都道府県、市区町村で、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。

○社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格。専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供、相談援助を行う者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う者。

○集落支援員

地方公共団体（県・市町村）からの委嘱を受け、市町村職員とも連携しながら、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行うとともに、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者。

○自主防災組織

住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚・連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

○重層的支援体制整備事業

市町において、既存の相談支援等の取組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ属性を問わない相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施するために創設された事業の名称。

○スクールカウンセラー

児童生徒の内面にあるストレスや不安、悩み等を解消するため、カウンセリングを行う者。公認心理師や臨床心理士、精神科医等、児童生徒の心理に関して高度な専門的知識・経験を有する者のほか、教育現場における教育相談の経験を有する者の中から、県が選任している。

○スクールソーシャルワーカー

生徒指導上の課題に対応するため、教育委員会や学校等において、福祉機関等と学校をつないだり、児童生徒や保護者の相談に応じたりする者。社会福祉士や精神保健福祉士等、福祉に関する専門的な資格を有する者のほか、教育現場における福祉関係の経験を有する者の中から、市町が選任している。

○性的指向・性自認（SOGI）

恋愛又は性愛の対象がどういう性に向かうのかを示す概念である性的指向（Sexual Orientation）と自己の性別をどのように認識しているかを示す概念である性自認（Gender Identity）の頭文字をとった略称で、異性愛の人なども含め全ての人が持っている属性。

○成年後見制度

認知症、知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が不十分な者（本人）に代わり、財産管理や身上監護（入院・退院、施設入所・退所、サービス利用などの手続き）についての契約などを行い、本人が安心して生活できるよう保護・支援する制度。

○全国健康福祉祭（ねんりんピック）

スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる昭和63年から開催されている。令和5年10月には愛媛県において開催された。

【タ行】

○地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の根拠を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図

る取組み。

○地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点で、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、「介護予防に関するマネジメント」「権利擁護」「総合的な相談・支援」「ケアマネジャーへの支援」などを行う市町の機関。

○デマンド交通

路線バスやコミュニティバスが定時・定路線の運行を行うのに対し、電話による運行予約など利用者ニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

【ナ行】

○農福連携

農業者や農業法人等の農業分野と、障がい者の就労支援に携わる社会福祉法人やNPO法人等の福祉分野が連携して、農業の担い手確保や労働力確保、障がい者の工賃向上など、両分野の課題を解決していく取組み。

【ハ行】

○バリアフリー

障がい者や高齢者が日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるような事物、制度、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組み。

○パーキングパーミット制度（身体障がい者等用駐車場利用証制度）

県内の公共施設などに設置された身体障がい者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象者に県内共通のパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、歩行困難者の方々に配慮した福祉社会づくりを推進する制度。

○福祉避難所

介護が必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、特別な配慮がなされた避難所。

○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

○放課後子ども教室

全ての子どもを対象として、放課後等の安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組みを推進する。

○放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供するもの。

○防災士

自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した者。

【マ行】

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員も兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

【ヤ行】

○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

【ラ行】

○隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業(隣保事業)を実施している。

愛媛県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

氏名	役職名	備考
戒田 民子	愛媛県民生児童委員協議会会長	
河内 修二	愛媛県身体障害者団体連合会会長	
河野 忠康	愛媛県町村会会長	
菅原 哲雄	愛媛県老人福祉施設協議会会長	
武智 邦典	愛媛県市長会会長	
田中 千力子	元松山東雲短期大学教授	
新家 金吾	愛媛県児童福祉施設連合会会長	
本田 元広	愛媛県社会福祉協議会会長	
三好 康子	愛媛県連合婦人会会長	
村上 博	愛媛県医師会会長	

(50音順、敬称略)

第2期愛媛県地域福祉支援計画
(令和7年●月策定)

発行・編集 愛媛県保健福祉部社会福祉医療局
保健福祉課

〒790-8570
松山市一番町四丁目4番地2
電話：089-912-2383
E-mail：hokenhukushi@pref.ehime.lg.jp